

平成18年9月決算審査特別委員会会議録（一部事務組合・与謝野町）

招集年月日 平成18年10月2日

会議時間 午前9時30分～午後6時45分

招集の場所 与謝野町議会会議場

1.出席委員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2.欠席委員

(なし)

3.職務のため議場に出席した者

議会事務局長	森下 文夫	書記	植松 ひろ子
--------	-------	----	--------

4.説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利
岩滝地域振興課長補佐	矢野 博数	野田川衛生プラント主幹	細見 康則
学校給食センター主幹	後藤 公一		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 146号 平成17年度野田川町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 2 議案第 147号 平成17年度加悦谷学校給食組合一般会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 3 議案第 148号 平成17年度岩滝町外二町か斎場組合会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 4 議案第 149号 平成17年度与謝野町一般会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 5 議案第 150号 平成17年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 6 議案第 151号 平成17年度与謝野町市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定  
について (質疑~採決)
- 日程第 7 議案第 152号 平成17年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 8 議案第 153号 平成17年度与謝野町農業集落排水事業は特別会計歳入歳出決算  
について (質疑~採決)
- 日程第 9 議案第 154号 平成17年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 10 議案第 155号 平成17年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 11 議案第 156号 平成17年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について (質疑~採決)
- 日程第 12 議案第 157号 平成17年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 13 議案第 158号 平成17年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 14 議案第 159号 平成17年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算について  
(質疑~採決)
- 日程第 15 議案第 160号 平成17年度与謝野町水道事業会計決算について  
(質疑~採決)

(開会 午前9時30分)

委員長(赤松孝一) おはようございます。

ただいまの出席委員は18人にあります。

定足数に達していますので、委員会を開会いたします。

本日は決算特別委員会第4日目でございますので、一応、本日もちまして委員会が終了しますことを念願しています。

本日の委員会は、お手元に配付をいたしております審議日程に従い、進めたいと思います。

質疑に入りますまでに、まず日程第1から日程第3の一部事務組合にかかります内容説明をお願いいたします。

担当の職員の皆さんには、できるだけ簡素に概要説明をお願いいたします。

最初に、野田川環境衛生組合・細見主幹。

それでは、細見主幹、お願いします。

細見主幹 それでは、議案第146号、平成17年度野田川環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

歳入総額1億9,066万1,511円、歳出総額1億6,810万8,122円、歳入歳出差引残額は2,255万3,389円の黒字となります。また、単年度収支につきましては、1,183万9,776円の黒字となっております。

それでは、歳入の分担金及び負担金につきましては、各町負担金としまして、加悦町1,266万8,000円、岩滝町1,074万2,000円、野田川町1,704万7,000円、総額4,045万7,000円でございます。予算現額と収入済額との比較で96万8,000円の減となっておりますが、これにつきましては、野田川町の・・・により、各町、案分して減額したものでございます。

次に、使用料及び手数料は総額1億675万6,014円となり、前年度と比較しますと2,515万9,290円の減少としておりますが、2月末の決算でありますことと下水道への接続家庭の増加によりまして、通年比較で前年度より654万円の減及び17年度から業者が収集車を1台増車し、2台所有したことによりまして、浄化槽汚泥の直営収集分の減少と浄化槽汚泥量そのものが減少したことによりまして487万円の減少が主な要因でございます。なお、3月末では前年度比1,141万2,802円の減少となっております。

次に、府支出金は、し尿収集車の購入事業に対しまして、京都府の未来づくり交付金として339万8,000円でございますが、2月末では見収入となっております。

続きまして、財産収入の27万5,063円は基金積立金、預金利子と飼料15キログラム入り4,757体を販売したものでございます。

次に、繰入金につきましては、減債基金246万6,000円は起債の償還金に充当したものでございます。

施設整備基金につきましては、162万2,500円を排ガス脱臭設備改良工事に充当したものです。

財政調整基金につきましては、1,100万円取り崩し、手数料収入に補てんしたものでございます。

続いて、繰越金は、平成16年度準繰越金として1,071万3,613円で、諸収入につきましては、起債償還金に対する地方交付税1,724万2,000円が主なものでございます。

歳入の最後は、…を410万円借り入れ、雑収設備改良工事の財源としたものでございます。以上、歳入合計は、1億9,066万1,511円でございます。

続きまして、歳出に参ります。

議会費につきましては前年度と同様で、総額16万535円でございます。

総務費につきましてもほぼ同様でございますが、一般管理費は、主に職員2名分の人件費及び事務に必要な経費でございます。

2月末の決算でありますので、3月分については不用額としております。

総務費の中で特に負担金補助及び交付金の廃棄物処理施設地元協力金につきましては、平成6年度から平成15年度まで、石川地区、石田地区にそれぞれ50万円を、平成16年度から収集量の減少により、約10%ですが、45万円支払っているものでございます。なお、この金額を見直します平成20年度まで、石川、石田地区に支払うこととなっております。

総務費総額1,947万7,971円の支出となっております。

続きまして、衛生費にまいりまして、清掃総務費につきましては、現場職員12名分の人件費及び嘱託職員、現地職員の賃金が主な支出となっております。総務費と同様、3月分は不用額となっております。

清掃総務費総額7,797万9,292円であります。

次に、し尿処理費は、し尿の収集関係及び施設内の現場関係の維持管理経費でございます。

支出内容では、需用費の消耗品費では、雑収設備、汚泥の脱水などの薬品代、施設維持管理のための機器類の部品、グリースなど油脂類及び収集車のホースなどの消耗品です。

燃料費は、施設及び収集車で使用する経由・重油代です。

光熱水費は、電気代がほとんどでございます。

修繕料は、収集車及び施設の機器類の修繕料となっております。

役務費、委託料、使用料及び賃借料は、前年度とほぼ同様でございます。

次に、工事請負費につきましては、ほとんどのものが施設の老朽化に伴う修繕的な工事として、合計19件の工事を実施し、総額1,108万2,332円でございます。その主な内容につきましては、水害対策として受電所防災対策工事を行っております。この工事は、施設の電源となる受電設備の架台を1.5メートル程度かさ上げしたものでございます。また、停電時の対策として、事務所に手動用発電機台設置工事を行いました。そのほかでは、昭和48年度に建設の沈殿越流更新工事、古くなったし尿や希釈水、汚泥等の輸送配管を更新しました曝槽配管更新工事、それから昭和60年から使用してきました………を脱水する施設で使用する薬注ポンプ3台を更新しました、薬注ポンプ更新工事などが主な工事であります。

原材料費は、職員が修理等を行った配管等の材料費が主なものでございます。

続きまして、備品購入費では、し尿収集車を488万2,500円で、またこの収集車用の自動計量器を126万円で購入しております。そのほかポンプ類、自動用発電機、除圧ジャッキ、電気掃除機等を購入しており、総額818万175円あります。

次に、し尿処理施設建設費は、臭気対策の一環として、醗酵・乾燥機から排出する排ガスの対

策として排ガス脱臭施設の改良工事を572万2,500管で行ったものでございます。

公課費は、収集車の重量税です。

し尿処理総額4,526万5,182円であります。

最後に、公債費につきましては、元金、利子とも9月末支出分のみとなっており、3月末の支出は新町で支出しておりますので、予算の約2分の1の支出でございます。支出額は、元金、利子合計で1,950万2,642円でございます。

歳出合計は、1億6,810万8,122円でございます。

以上、議案第146号、平成17年度野田川環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、概要をご説明申し上げます。

委員長（赤松孝一）次に、加悦谷学校給食組合の概要説明を後藤主幹よりお願いいたします。

後藤主幹 おはようございます。給食センターの後藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第147号、平成17年度加悦谷学校給食組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

旧一部事務組合歳入歳出決算書の12ページから20ページに掲載しておりますので、ごらんください。この加悦谷学校給食センターは、旧加悦町、野田川町の小中学校、幼稚園11校、約2,000人分の学校給食を調理・配送するため、京都府から派遣されております栄養士を含みます17名の職員が業務に従事し、安心して食べられる安全で安価な学校給食の調理に従事しております。

さて、17年度会計は、17年4月から18年2月末までの11カ月の決算でございますので、新町の決算と整合させました12カ月分の決算状況につきましては、平成17年度決算参考資料の79ページにその表を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、4月から3月までの17年度中の給食対象者数は2,048名、給食実施日数は学校により相違いたしますが、130日から191日、通算調理食数は36万2,652食となっております。

まず、12ページをごらんください。決算額は、歳入総額が1億8,646万5,744円でございます。歳出総額は1億7,289万5,266円で、差し引き1,359万478円の黒字決算となっております。

14ページの歳入でございますが、主なものにつきましては、1款分担金及び負担金といたしまして、野田川町より6,912万2,000円、加悦町より4,327万8,000円、合計1億1,240万円のご負担をいただいております。

次に、2款繰越金につきましては、平成16年度決算余剰金といたしまして442万1,831円を繰り入れております。

2項雑収入、節区分では、1の給食実費徴収金現年度分でございますが、調定額は7,330万790円に対しまして収入済額が6,933万9,144円で、収入未済額が396万1,646円となっております。

節区分2の給食費実費徴収金滞納繰越分につきましては、調定額が238万5,385円に対しまして不納欠損額が69万7,107円、収入済額は27万2,950円、収入未済額は141万5,328円となっております。不納欠損額につきましては、債権が時効により消滅い

たしました21名分でございます。なお、決算期が2月末でありましたので、3月末までの分で申し上げますと、現年度分の未収金につきましては33万3,200円で、前年度比で21万9,018円の減、過年度分の未収金につきましては136万768円で、前年度比では47万2,399円の減になっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の特徴的なものについてご説明申し上げます。

15ページの議会費、総務費、教育費につきましては、特にご説明することはございません。

16ページをごらんください。3款教育費の中で2項保健体育費で1億6,875万9,299円を支出しております。内訳でございますが、1目の学校給食管理費といたしまして8,261万4,255円を支出しております。これは給食センターを運営するために必要といたしました経費でございます。給食センター運営委員37名分の報酬ですとか、職員12名分の給与、職員手当、共済費、嘱託職員4名分の賃金でございます。

17ページをお開きください。節区分18、備品購入費でございますが、これは調理上内の職員の水分補給用に購入いたしました冷水器でございます。

次に、2目給食事業費につきましては、8,614万5,044円を支出しております。これにつきましては、調理運搬に必要な経費でございます。需用費といたしまして1,350万1,188円、役務費といたしましては89万822円、委託料といたしましては108万9,060円となっております。

18ページをごらんください。節区分の16、原材料費でございますが、6,597万5,094円支出いたしております。これにつきましては、給食の原材料費でございます。

節区分18、備品購入費でございますが、457万5,480円を支出いたしております。これは整備計画に沿った調理器具の更新をしたものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、十分ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 次に岩滝町外二町火葬場組合矢野課長補佐。

矢野課長補佐 岩滝地域振興課の矢野でございます。どうかよろしくお願いたします。

議案第148号、平成17年度岩滝町外二町火葬場組合会計の決算につきましては、当時、私の方がその事務を担当しておりましたので、詳細について、決算期間は若干異なりますが、前年度と対比しながらの説明とさせていただきます。

まず、旧一部事務組合歳入歳出決算の25ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金で2,500万円でございます。前年対比では451万3,000円、15.3%の減額となっております。これは旧加悦町、野田川町、岩滝町から国調人口割でご負担をお願いしたものでございます。

次に、2款使用料及び手数料で506万6,150円でございます。前年対比では35万2,850円、6.5%の減額となっております。これは火葬場の使用料でございます。主に、合併に伴う11月決算による減額でございます。内訳といたしましては、寝棺で前年対比22件減の289件、小児棺では前年と同じ5件、汚物では前年比3件減の3件、霊柩車使用料は前年

比59件減の246件、その他使用料免除が前年比3件減の2件となっております。参考までに、3月末の1年間の火葬件数を申し上げますと、火葬件数では前年比1件ふえまして328件となっており、過去で最も多い件数となっております。また、霊柩車使用料につきましては、前年比、40件少ない265件となっております。

次に、26ページをお開きください。6款繰越金で198万953円でございます。前年度繰越金でございまして、前年対比で137万1,568円、40.9%の減額となっております。

次に、27ページをお開きください。7款諸収入で6,920円でございます。前年対比では1,330円、23.8%の増額となっております。内容といたしましては、骨箱の売却代でございます。したがって、歳入合計といたしまして3,205万4,023円、前年対比では623万7,818円、16.3%の減額決算となったものでございます。

次に、28ページから29ページにかけてごらんをいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款議会費で16万4,981円でございます。前年対比では1万8,341円、10%の減額となっております。これは主に合併に伴う11月決算に伴う減額でございまして、内容といたしましては、例年と大差はございません。

2款、総務費で215万6,830円でございます。前年対比では33万6,972円、13.5%の減額でございます。

内訳でございますが、まず1目一般管理費で74万8,839円でございます。前年対比で15万9,133円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、軽自動車の車検に伴うものとして、11節の需用費の修繕料、また12節の役務費の自動車損害保険料、27節の公課費の自動車重量税がそれぞれ増額となっております。

また、14節の使用料及び賃借料で、今年度、複合機を借り上げをいたしまして、約6万1,000円の増額となっております。

また、18節の備品購入費でパソコンの購入で19万9,500円の増額となっております。

また、2目の財産管理費では137万91円でございます。前年対比では48万8,305円の減額となっております。

内訳でございますが、11節需用費の修繕料で苑内にあります水銀灯の当該修理を行って、19万6,000円の増額、また25節積立金で、逆に前年度繰越金が減少したことによりまして、約68万6,000円の減額となっております。

そのほか公平委員会費、監査委員会費につきましては若干の増減となっておりますが、内容的には例年どおりでございます。

次に、30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。3款衛生費で1,926万3,680円でございます。前年対比では952万2,540円、33.1%の減額となっております。

内訳でございますが、1目の保健衛生総務費で1,602万5,322円でございます。前年対比では717万7,311円の減額となっております。減額の主な要因でございますが、当該年度より職員が1名減員となったこと、また合併に伴う11月決算によりまして、2節の給料、3節の職員手当等、また4節の共済費、13節の委託料、19節の負担金補助及び交付金の退職

手当組合負担金でそれぞれ減額となったものでございます。なお、7節の賃金につきましては、職員の退職に伴い、主に火葬業務のある日に臨時の職員をお願いしておりまして、逆にこれに係る賃金118万3,500円が皆増となっております。

また、2目環境衛生費で323万8,358円でございます。前年対比では234万5,229円の減額となっております。

減額となった主な要因でございますが、まず11節の需用費の消耗品、これは主に骨箱を購入する代金でございます。また燃料費、これは業務用のLPG、また霊柩車のガソリン代、また光熱水費、これは主に電気代でございます。それらにおきまして合併に伴う11月決算によるおよそ445万円の減額となっております。

また、15節では工事請負費で、当該年度には工事が無いことによりまして183万7,500円の全額が減額となっております。

次に、32ページをごらんいただきたいと思っております。4款公債費で242万3,772円でございます。前年対比では同額の242万3,772円、50%の減額となっております。これは起債の償還で、当初は年2回の償還をお願いしておりましたが、合併に伴う11カ月決算により、下期1回分の償還が、元金また2目の利子とも減額となったものでございます。したがって、歳出合計といたしまして2,400万9,263円でございます。前年対比では1,230万1,625円、33.9%の減額決算となったものでございます。

以上が、平成17年度の岩滝町外二町火葬場組合会計歳入歳出決算の詳細の概要でございます。どうかよろしく願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 日程第1、議案第146号、平成17年度野田川環境衛生組合一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

委員（井田義之） それでは、環境衛生組合について簡単に質問をさせていただきます。

過日、基金が一般会計の方で流用されまして、あとがどうなるのかなというこの意味を踏まえて質問させていただきます。

下水道との関連もあろうと思うんですけども、大体、衛生プラントについては、恐らくそう簡単にはやめれんと思うんですけども、大体、今の状態で何年間ぐらい使用可能なのか、お尋ねいたします。

委員長（赤松孝一） 細見主幹。

細見主幹 ただいまのご質問でございますが、基金の取り扱いです。衛生プラントの方では施設整備基金の方が新町では公共施設整備基金とか、そういった形で残されていると思います。そのほか減債基金と財政調整基金につきましては一般会計の方に繰り入れられるということで、今後、元組合としては残るということはないです。

それから、これからの施設のことでございますが、非常に古くて、昭和四十七、八年度に増改造してからもう30年以上たつということで、今後の施設のあり方をどういうふうにしていくかということをお願いしていただいているわけでございますが、ちょうど平成14年度に曝気槽の防食工事を行いまして、それからその防蝕工事によって10年程度はもつだろうということできてお

ります。今後につきましては、ただいま施設が老朽化しておりますので、新しく施設を建設するのか、新たに広域に共同で処理するのか、それともまた下水道の方へ直接流すか、そういった今、検討している段階でございますので、どの方向で行くかということは、まだ結果として出ておりません。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 監査委員さんの報告の中でも、幸か不幸か水洗化がおくれて、経営的には今の時点では安定しとるけれども、今後ずっと施設をうまくやっていかなければならないということで指摘というのか、心配もされておられます。私もそういう意味では、下水道の供用がなかなか進まない状態の中でもう本当に使用する人が少なくどんどんなっていくけれども、ずっとやっていかなければならないということで、そこで最初言いました基金なんですけれども、基金が環境衛生組合施設整備基金ですか、いう格好で積み立てられておりました。一般会計に皆入ったわけですけれども、一般会計の方でこの間、使われました。

そこで、この基金なりについては、今言いましたような、いろんなことを順次やっていくというのが前提で積み立てられたと思うんですけれども、これはどなたに聞くのがいいのかわからんですけれども、いわゆる環境衛生組合の基金というのは、今後、担保される言うたらおかしいですけれども、一応この分については一般会計に入るけれども、この分については環境衛生組合の方に優先的にやるというのか、それでも足らんことが起きてくるわけですけれども、そういうようなあれができておるのかどうか、その辺の担保的な部分がどうなっているのか、お伺いいたします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

井田議員さんご指摘のように、合併によりまして施設整備基金ということで一部事務組合分であったものを、もうすべて一般会計の施設整備基金ということにさせていただいておまして、環境衛生組合にそれが幾ら担保してあるのかということでございますが、それは担保いたしておりません。ただ、施設を整備するという話になりますれば、起債なり補助金なり、起債も充当率が結構高いわけでございます。それから、元利償還金の交付税算入率がたしか50%だったと思いますけれども、そういった高率の交付税算入の起債もあるということでございますので、あえてその基金として幾ら担保するということは必要ないんじゃないかというふうに考えております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） いわゆる私が心配しておりますのは、そういう下水道の供用との関係で、どんどんどんどん、今年度でも先ほど単年度で1,000万円ほどの黒字と言われましたけれども、結局、基金の繰り入れがありますので、もう単年度収支にすると赤字に近い状態やないかなというふうには私は見ております。そういう中で、今後どんどんと量が減っていけば、どんどんと悪くなっていくと。そこで、どうしても下水道ができないから、供用できないからし尿処理でお世話にならなければならない。それでし尿処理料がどんどん使用料が上がっていくということが起きることが一番心配なわけですね。だから、そういうことがないような方策として、今後、どういうようにされていくのか、それが1点と、それからあと1点は、先ほど私も初めてあれだったん

ですけれども、私もうっかりしておりました。プラントから下水道につながということを、その可能性も模索しておるといことを言われました。それは法的な問題とか実務的な問題とかいろいろとあると思うんですけど、可能性としてはあるんですか。私はもうこれは、もしできれば大変いいことやなと思うんですけども、そういう可能性というのはありますか。

委員長（赤松孝一） 小西課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのプラントの下水道への取り組みの関係でございますが、法的にはいけるようございますが、まだまだ京都府が流域の施設を管理いたしております。そういった部分の問題もございまして、お話を聞いてますと、まだまだなかなかハードルが高いという状況でございます。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 今までは一部事務組合ということで別個の会計でやっておりました。そういう中で下水道がどんどん普及が進んで、収集される方が少なくなるということについては、いわゆる環境衛生組合の会計の中で明らかになるわけでございますけれども、今度は一般会計と一緒にさせていただくということで、なかなか見えにくくはなるわけでございますけれども、やはりそれに応じた財政支出で抑えられるように、いろんなそれに応じた車の台数にするだとか、あるいはその収集量に応じた職員数にしていくだとか、もちろん手数料なんかの見直しも今後は必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 手数料の見直しはできるだけしていただかないという方向で、しっかりとした財政運営がやっていただければありがたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第146号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第146号、平成17年度野田川環境衛生組合一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

日程第2、議案第147号、平成17年度加悦谷学校給食組合一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

森本委員。

委員（森本敏軌） それでは、加悦谷学校給食組合の決算について、若干お尋ねがいたしたいというふうに思います。

まず、この決算書に出てくる給食費の問題でお尋ねするんですが、この決算書に出てくる調定額、収入済額等につきましては、これはやっぱり2月末までの分でありますのか、3月まで入っているのかどうか、まずお尋ねします。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 失礼いたします。

給食費決算書につきましては、2月末までの分でございます。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） そうしましたらですね、与謝野町の本決算の決算書の中に給食費の雑入の分がありまして、現年分、また繰越分を合わせまして865万7,000円が歳入の中に上がってます。この初めの17年度予算の専決処分のときに見ますと、給食費の計上が1,227万円ほど上がっているんですが、その差358万円ほどが不足になるという計算になるんですが、これが収入未済額の中にプラスされてくるというふうに思ったらいいんですか。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 調定額につきましては、旧組合の調定額と新組合の調定額とございますが、合計が違うという状況でございますが、旧組合の分につきましては、2月分までの給食費の請求をした額を調定いたしておりまして、3月、新町の分につきましては、新町で入ってきた分、そして繰り越しになった分をすべて調定したという状況でございますので、ダブりの分がございますので、その分が二重に上がっておりますので、相違する状況でございます。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） それでは、給食費のことにつきましては、旧町加悦町時代で給食費の未収金、徴収にならない分についての議論がありまして、いろいろとあったわけですが、大変払わない人も多いというふうな状況をお聞きしておったわけですが、17年度末でですね、この3月末で給食費の累計滞納額と人数等につきまして、これは教育委員会にお尋ねしたらいいのかわかりませんが、その点、まずこれまでの累計の未収と人数とわかれば教えていただきたいというふうにあります。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 17年度末での滞納でございますが、現年度分につきましては滞納額が33万3,200円、前年度比では21万9,018円の減となっております。過年度分につきましては136万768円で、前年度比では47万2,399円の減となっております。

滞納者についてのご質問がございました。滞納者につきましては、18年度当初の滞納者、7校で40名、保護者数で合計で25名ということでございます。

委員長（赤松孝一） 森本委員。

委員（森本敏軌） 滞納の累計の額はわかりませんか。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 累計でございますが、過去5年間くらいでよろしいでしょうか。

委員（森本敏軌） はい。

後藤主幹 過去5年間で申し上げますと、平成13年度末の滞納額が119万3,054円、14年度末での滞納額が182万9,416円、15年度末で209万5,567円、16年度末で238万5,385円、17年度末で169万3,968円でございます。

委員長(赤松孝一) 森本委員。

委員(森本敏軌) 毎年こうして多くの額が滞納になっているという状況の中で、旧加悦町議会の中でも、言葉は悪いんですが、食い逃げだというふうな言葉も出ておったというふうな状況でありまして、きのうの新聞のトップ記事ですね、一面のトップ記事に、「給食費未納、深刻」というふうな題で載せられておりまして、法的な措置で処分しなければ仕方ないという自治体がどんどんふえてきているというふうな状況が出てました。やっぱり給食というのは、もちろん普通の税でも同じことだと思うんですが、ちょっと給食の場合は違うと思うんですね。やっぱり直接食事をいただいて、その分に対する食事代を払うということですので、食堂へ入ってお金を払わんと帰ってくるというふうなことと同じようなことになるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺はしっかり歯どめをきかせていただいて、これは教育委員会の方のことになろうと思うんですが、しっかりとこういったことにふえないように、ひとつお願いがしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) 滞納の内容についてもう少しお聞きをします。

先ほど世帯でいえば25世帯という答弁がありました。加悦町と野田川町でそれぞれ何人になっているのか、お聞きします。

委員長(赤松孝一) 後藤主幹。

後藤主幹 滞納状況についてのご質問だったと思います。滞納状況につきましては、18年度当初の状況でございますが、全体比で加悦町が13.83%、野田川町で86.17%の滞納となっております。

人数でございますが、現年度分につきましては調査いたしておりますが、過年度分については、ちょっと今、数字がございませんので、調べまして報告させていただきます。

委員長(赤松孝一) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時19分)

(再開 午前10時35分)

委員長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

後藤主幹 大変失礼いたしました。

野村委員さんのご質問にお答えいたします。

旧加悦町分で8名、野田川町分で17名、保護者数で合計25名でございます。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) 滞納の克服の問題についてはいろんな課題があると思いますが、私は大きな問題として二つの点を指摘したいと思います。

本来、これは給食センターの問題ではなくて一般会計の問題だろうというふうに思いますが、行きがかり上、今させていただきます。

一つは、学校給食というのは単なる食事ではないという、ここが一番大事だというふうに思います。これは過日6月議会で畠山議員が給食問題を質問されました、その中の教育長の答弁の中でもありますし、とりわけ食育基本法が策定されて、全国的にも給食の教育としての取り組みが進んでいます。食材をつくっている農家を訪問して一緒に交流する中で、子どもたちが自分たちのためにこんなふうにつくってもらって本当にありがとうという、そういう学校教育の中で取り組みが始まっています。問題は、こういう給食の持つ大切な教育としての側面を親が理解していただいているのかどうか、ここですね、給食はそれほど大事だという、こういう意識を高める努力というのは、滞納を減らす大きな一つの課題ではないかなというふうに思っていますが、これは給食センターに聞くわけにはいかないの、教育委員会にご答弁いただきたいとします。

委員長(赤松孝一) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えさせていただきます。

確かに、仰せになりますとおり、現在、給食につきましては、教育活動の一環として位置づけられてきております。したがって、給食費にかかわりましては、いわゆる教材費という、そういう扱いになっているわけでございます。したがって、学校の方はそれに要した費用を集金するという、そういうシステムになっているわけでございます。

それから、学校給食が教育活動として果たしている意義等について、果たして保護者等に周知徹底させているかどうかということにつきましては、各学校、事あるごとに給食費のことについては説明していると思えますけれど、振り返ってみますと、いまひとつ工夫が必要ではないかと、そのように思いますので、また徹底はしていきたいと、そのように思っております。

しかしながら、センターの方の取り組みとして、一つこれは評価していただきたいと思っております。施設を子どもたちにも、また保護者にも視察をしたり研修をしたりする企画をしております、保護者、PTAを中心としておりますけど、そうした形で研修をもらう、そういう機会を設けたりしております。そうしながら保護者に学校給食の必要性をPRしているという点につきましても申し添えをさせていただきます。

以上です。

委員長(赤松孝一) 野村委員。

委員(野村正八) 給食センターの方では、単に食事を提供するということではなくて、子どもたちの発達を考えてメニューも真剣に取り組んでおられます。そういう内容を保護者にそうして知っていただく機会をつくっておられるということは大変意義のある取り組みをされているというふうに思います。

今言いましたように、こういう食育としての、学校教育としての給食ということの取り組みが豊かに進めば進むほど、私は滞納問題に対する解決の大きな力になるというふうに思いますので、引き続き、いろんな形で自分たちが食べるものを子どもたちがみずから創造性を持ってつくっていくような取り組みを進めていただくように期待をいたします。

もう一つの問題は、いわゆる所得の問題ですね。今言いましたように、給食というのは、ただ単に食事ではないという、教育の一環、そういう点からいえば、教育は無償というのが国の法律の基本です。そういう意味で、所得が低い方が教育を均等に受けれる制度として、要保護、準要保護の制度、いわゆる就学援助の制度があります。いわゆる所得が低くて給食費が払えないとい

う子どもが学校に行く、そういうときに、何にはばかることなく教育を受けれる、そういう権利が保障される点でも、これは大事な制度です。

今、答弁がありました加悦と野田川の大きな格差、この原因がどこにあるのかということは調査されてると思いますが、この就学援助の基準が全く違います。一方は、生活保護費の対象の方で対象にならない制度になっていると思いますし、加悦町では、生活保護基準の以前は1.5倍、今は違いましたかね、いう点で、ここに大きな格差があります。こういうことが原因になっていないのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

まず、準要保護、生活保護の世帯につきましては、学校の方と保護者との約束というか了解事項として、保護費が支給されるときに、給食費についてはそのときにいただくということになってますので、生活保護の世帯、それから準要保護の世帯につきましては、そういう滞納とかいうことはないわけでございます。したがって、今、ご指摘のところ、その限界と申しますか、基準に合わないところという世帯が多いと言えば多いと言えます。あくまでも多いと言えば多いということで、そうでない場合もございます。したがって、2町の人数の世帯数の格差につきまして、果たしてその認定基準がそれに響いているのかどうか、影響しているのかどうかということにつきましては、ちょっと私も今のところ、一概にそれが原因であるというふうにはお答えすることはできないと思います。もっとほかの要因もあると、そのように思ってますので、はっきりと影響してるというふうには答弁はできません。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） すべてがそれらが原因だとは思いませんけども、いわゆる所得の高い方で滞納されている方があるのかもしれませんが、これだけやっぱり基準が違くと、それは原因の一つではないかというふうに一般的には思いますんで、その辺はしっかりと調査をして、必要な対応を、改善をする。このことが教育の一環としての食育を守っていく上でも大切ではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

一方、やはり先ほど言いました食育教育を進める上でも、これ一般会計にしてもらってます。学校給食センターではないです。それだけセンター方式になると、学校から離れる分、教育とのかかわりが薄くなる。一方で、自校になるとさらに濃いということで滞納も少ないというのも実際ですので、それも含めてご検討いただきたいと思います。

終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。今田委員。

委員（今田博文） それでは、森本議員からもありましたけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

歳入で給食費が6,933万9,000円入ってます。それから、収入未済額が390万円あるわけですが、49ページですね、この新町の雑入があるんですが、865万7,391円、この額というのは、この決算額でいいですと、どれとどれとどれをプラスした分になるんでしょうか。

後藤主幹 決算書の額でございますが、3月分の給食費の2月末納でありました給食費と3月に請求を出しました給食費がそこに入っております。3月分の調定額と2月末収でありました前町からの引き継ぎ分と前組合からの引き継ぎ分とがそこに入っているという関係になると思います。

委員長(赤松孝一) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前10時54分)

委員長(赤松孝一) それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。後藤主幹

後藤主幹 大変失礼いたしました。

17年度新町の調定分につきましては899万591円でございます、収入済額が865万7,391円でございます。

決算資料の79ページをごらんください。79ページの方に旧組合と新町との通算の決算状況、歳入状況を示しております、新町の方では……。新町の決算資料でございます。そちらの方に示させていただいております。

委員長(赤松孝一) 今田委員。

委員(今田博文) すみません、ちょっと私も勘違いをしております、わかりました。

それから次ですが、不納欠損が69万7,000円ということで、17年度の2月末で不納欠損されとるわけですが、非常に額として多いなというふうに思っております。どういう方を不納欠損にされたのか、何名あるのか、教えていただきたいと思っております。

それと、現在の給食費ですね、給食費が1カ月にどれくらいかかっているのか、これも教えてください。

委員長(赤松孝一) 後藤主幹。

後藤主幹 不納欠損のまず内訳でございますが、不納欠損につきましては、平成14年度以前の滞納者で平成14年度以降、歳入の実績が学校側にない方、また兄弟・姉妹が現在も継続して学校給食の提供を受けていない方、そして各学校から請求督促行為がなされていない方につきまして調査いたしまして、その方につきまして野田川町財務規則179号と同規則の185号によりまして不納欠損処分の手続きをとらせていただきました。

不納欠損の人数でございますが、生徒数21名、保護者数19名、欠損額は69万7,107円でございます。

給食費の額でございます。給食費の額でございますが、月額、小中学校につきましては3,900円、幼稚園につきましては3,600円という状況でございます。

以上です。

委員長(赤松孝一) 今田委員。

委員(今田博文) 給食費が3,900円ということで、それが2人、3人になりますと、毎月毎月1万円超すと。昼食代だけで1万円、給食代だけで超すということになり、多額のお金になるということはあると思うんですが、先ほど森本議員からも指摘がありましたように、食べたものを払わない。すなわち食い逃げだと、これは言われても仕方がないではないかなというふうに私は思っております。その不納欠損、今、こういう理由でという理由はもうおっしゃっていただいたわけですが、そこまでに到達するまでにその努力ですね、給食費をいただくための努力というの

はどのような形でされたのでしょうか。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 給食費が教材費と同じ扱いであるというようなことも教育長の方も申しておりますが、給食センターでは学校長からのオーダーに従いまして給食を配送いたしておりますので、組合の依頼には学校に対して請求を行い、未納がありましたら、その都度、学校に督促を行って来て、学校から個人に督促をいただいた状況でございます。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 校長の方にセンターの方から請求が来るという、今、主幹の方の答弁でございました。では、学校においてはどのような形で督促をしているかということになります。センターから入ってくる情報に基づきまして、学校の方では中学校におきましては担任あるいはプラス事務職員、それから小学校では担任あるいは管理職等も加わりまして、保護者の方に督促をさせていただいております。

私の方の指導としましては、先ほど3人おれば1万円を超してしまうということになります。したがって、1人、2人の場合でも、要するに4桁になると親の方も払いにくいと。だから、3桁のうちのできるだけ納めてもらうようにしていただくこと。それからもう一つは、過年度分よりも現年度における支払いをまず優先して徴収するよという、そういう指導もさせていただいております。しかしながら、学校の弱点もございまして、教育がやはり学校だけではなし、学校、それから家庭、地域とのその連携のもとで成り立っているという、そういうことにありますので、どうしても教員の方はお金のことを親に請求するということに対して、ちょっとためらいというのがあることも事実でございます。したがって、管理職等がもっと携わるよという指導もさせていただいとるところでございます。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） なかなか学校にすべては任せては少し難しいといいますが、先生も荷が思いという部分もあるんだろうというふうに思っておるわけですが、先ほど申し上げましたように、3人おりますと1万円を超すと。なかなか大変だと思うんですね。今、少子化だとか子どもを大事にしようとか、いろんな国を挙げてそういうことに取り組んでおりますけれども、私は、3人学校給食を食べておられる家庭については、3人目は少し割引をすとかぐらいのことがあったっていいんだろうと思うんですね。そうすると、1万円までにはおさまるというふうなことにもなりますし、この財政難の折、町長はどういうお考えを持っておられるかわかりませんが、私はそのぐらいのことはしたっていいんだろうというふうに考えております。

それからもう一つは、食材費の関係ですが、原材料費が6,500万円出てるわけですが、これの地元調達というのはどれぐらい賄っておられるか、これをお聞きをしたいと思うんです。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 ただいまの地元調達率のご質問でございますが、16年度につきましては、野田川町農協を窓口といたしまして、すべての野菜等を購入いたしておった状況でございますが、17年度につきましては農協さんがそこから手を引いた関係で、個々に調達させていただくようになりました。特に、生産者の顔が見える減農薬、減価格必要などのことを配慮いたしまして、購入先につきま

しては、誠武農園ですとか野田川町共同作業所等から購入いたしております、17年度につきましては、野菜の購入費全体の30.7%を加悦谷から調達いたしております。

米につきましては、京都府給食会からすべて購入をいたしております。与謝野町産コシカヒリ1斗米ということで、地元産の米を京都府給食会から購入いたしております。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 地元調達率を聞いたわけですが、米については、農協、JAをかませたということですが、地元調達というのはできないものでしょうかね。この加悦谷平野でこの秋にも米がたくさん実っておったわけですが、十分、加悦谷産で賄えるというふうに私は思うんですが、それが一つは地産地消、そして農業を営まれておられる方も、それはそうして1年間の販売が確約できるわけですから、私は地元調達は米はもっとすべきだというふうに思っております。後で答弁願います。

それから、先ほどの給食費の減額ですが、ぜひこれもまた町長、お考えをいただきたいというふうに思いますし、その徴収については、私は、学校任せにばかりしないで、もう少し行政がかかわるといいですか、センターがかかわってもいいんだらうというふうに思うんですが、そこ何かありましたらお願いします。

委員長（赤松孝一） 後藤主幹。

後藤主幹 まず、米の関係でございます。農協経由ではありますが、残留農薬の検査が実施されている、また凶作のときも、過去安定して供給を受けてきているということで、過去から給食会で地元産の米を購入しているということですが、給食会につきましては、京都府下の市町村の栄養士並びに学校長で構成されました物資選定委員会で、どういう物資があるか、その物資について安全・安心であるかという選定を行われまして、そこで府内どこの学校でも同一価格で購入できるという組織になっておりますので、そういった組織の中で選定された安全・安心な商品を購入しているという状況でございます。

2点目の給食費の徴収でございますが、各学校にセンターでは今、督促を出ささせていただいております。状況を逐次、学校にお知らせして、集金等をお願いしておるわけですが、現在までの分につきましては、特にセンターから集金に行くと、ご指摘を過去に受けたようなことがあるというふうに聞いておりますが、行くということはいたしておりませんでした。今後につきましては、十分、学校側とも協議をしまして、相談をしまして、行かせていただくか、何かの方法をとっていかなければならないというふうなことを考えております。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 給食費の減免という形ですけども、一つのご提案として考えさせていただきたいというふうに思います。

それと、給食センターから徴収をということですけども、なかなか直接徴収をさせていただくということは、これは難しいと思いますし、やはり学校を通じて給食センターの方から、先ほど来、ありましたように、一つの教材費という考え方に立ちますと、やはり学校でのそういう指導も含めた、徴収をしていただくことも含めた、そういうことも必要かというふうに思いますし、今後できるだけ、全く協力をしないということではないですけども、学校を通じての指導を今以上にやはりさせていただくというところでご理解が賜りたいというふうに思います。

委員（今田博文） 終わります。

委員長（赤松孝一） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第147号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第147号、平成17年度加悦谷学校給食組合一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

日程第3、議案第148号、平成17年度岩滝町外二町火葬場組合一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第148号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第148号、平成17年度岩滝町外二町火葬場組合一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

日程第4に入ります前に、議案第149号にはいります前に、各課長より提案の概要を、ポイントを説明をしていただきます。

各課長さんをお願いをいたしますが、くれぐれも簡素をお願いをいたします。

大下総務課長。

総務課長（大下 修） それでは早速でございますが、総務課所管の与謝野町の決算についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の決算でございます。

52ページ、53ページをお開きください。ここからが総務費の決算でございます。一般会計

でございますが、一般的な事務という事務の支出ということでございます。54ページ、55ページも同様でございます。旧加悦町分、旧岩滝町分、その次のページ、旧野田川町分というふうに続いております。

それで、57ページの与謝野町分の委託料、職員採用試験委託料でございますが、これは3町を代表しまして、2月に旧岩滝町で実施をいたしました。財団法人日本人事試験研究センターに一般教養試験、それから専門試験、適用試験の試験問題を依頼したものでございまして、13名が応募され、5名を採用したものでございます。

次のページでございます。58ページ、59ページから財産管理費が始まっておりまして、次の60ページ、61ページでございますが、旧加悦町分の工事請負費でございます。49万9,800円を支出しておりますが、これは旧加悦町役場の2階を調整資料保存整備ということで改修をしたものでございます。それから、旧岩滝町分の工事請負費につきましては、庁舎内に引き込みます高圧ケーブルの改修を129万6,750円、それからパーティションのドアの追加を21万円をいたしまして、合計156万750円を支出いたしました。

次に、62、63ページでございますが、与謝野町分で工事請負費189万1,029円支出しております。これは本庁舎のプランド工事69万4,029円と、岩滝福祉センターの空調設備を改修いたしました119万7,000円の支出でございます。その下の備品購入費につきましては、本庁舎の両脇机、それから書棚、いす等を購入をいたしました。

次に、少し飛んでいただきまして、合併関連につきましては企画財政の方から説明をさせていただきますし、選挙費、それから統計費も省略をさせていただきます。

次に、160ページ、161ページの消防費でございます。3町とも3月分の団員の報酬、それから費用弁償の支払いが主なものでございます。

162、163ページをごらんください。消防施設費の旧加悦町分、一番下に工事請負費とございますが、次のページ165ページの一番上で工事請負費で227万750円、これは算所地区に防火水槽を新設1基いたしました。精算払い金でございまして、前払い130万円は旧町の決算書で掲載をしております。

それから、旧野田川町分の15、工事請負費でございますが、第2分団のホースドライ156万4,525円と消火栓の移設1基、19万5,300円でございます。

以上が、消防費でございます。

戻っていただきまして、歳入の雑入でございます。48、49ページをお開きください。雑入の下から8行目に町行造林森林国営保険料というのが146万6,032円収入をしております。これは台風23号によりまして被害を受けました造林の保険でございます。岩滝町分が128万9,200円、それから加悦町の与謝の財産区分が、これは財産区と契約をしております。町の方へ55%、財産区の方へ45%という分収の割合でございますので、32万832円の55%相当分17万6,832円、合計で146万6,032円を受け入れたものでございます。

次に、財産区会計でございますが、431ページから財産区特別会計の決算となっております。

438ページ、439ページをお開きください。今、一般会計で申し上げました保険金の32万832円の45%分14万4,000円を雑入で受け入れまして、次のページ440ページ、441ページでそのすべてを与謝財産区へ補償補てん及び賠償金ということで支払いをさせ

ていただくものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、総務課所管の決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 企画財政課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

委員長から、できるだけ簡潔にということございまして、簡潔にしたいと思っておったんですが、一応、財政指標等の説明も若干入れさせていただきたいと思っておりますので、少し長くなるということをお許しいただきたいと思っております。

別に本日お配りしたと思っておりますが、平成17年度普通会計財政状況調べをごらんいただきたいと思っております。A4の横長の資料でございます。

平成17年度普通会計財政状況調べ（資料 平成17年度決算統計）というふうに書いた資料でございますが、ございますでしょうか。すみません、本日はなしに、加悦町の一番最初の決算審議が始まった日の資料として配付させていただいているということでございます。A4の横長、こういうような資料でございます。

（資料配付）

企画財政課長（吉田伸吾） それでは、説明をさせていただきます。

普通会計ということで、平成17年度の3町分プラス与謝野町1カ月分の歳入総額、歳出総額等々書いてございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

まず、下段の財政力指数でございますけれども、一番左端、財政力指数でございます。単年度で0.298、3カ年平均が0.291でございます。この数字につきましては、基準財政収入額を基準財政需用額で割って算出するわけでございますけれども、標準的な行政運営を行うのに、どの程度の財政力があるのかを見る数字でございます。高ければ高いほど団体の財政力は高いということでございますけれども、平成16年度、1年前になりますけれども、府下町村の平均が0.403ということでございます。3町の場合はかなり税収等が低いということがおわかりになるのではなかろうかというふうに思います。

それから、一つ飛びまして実質公債費比率を書いております。単年度16.3、3カ年平均で15.9という数字になっております。今までは公債費比率や起債制限比率、これらは一般会計のみで考えればよかったわけでございますけれども、今年度から特別会計やそれから一部事務組合などの借金も一定考慮した形で実質の公債費比率を算出するということになりました。京都府下の3カ年平均は16.1で、当町は若干ですが、下回る結果となっております。起債が今年度から許可制から協議制に変わりましたけれども、この数字が18%を超えますと、今までどおり知事の許可が必要となり、25%を超えますと、一定の起債の発行が制限されるということになります。

經常収支比率の欄を見ていただきますと、96.0%でございます。1,000円入って参りましても、960円は生活費に消えていくと、こういう状況でございます。かなり硬直化しているということがおわかりいただけると思っております。実質公債費比率あるいは經常収支比率の改善のために、今後さらなる努力が必要だということでございます。平成18年度の与謝野町の一般会計につきまして、基金繰り入れなしにということは申しておりますけれども、こういった数字を

見ていただきますと、余談は許さない数字だということでご理解がいただきたいと。今後、財政の健全化のために皆様方のご協力をぜひともお願いしたいということでございます。

次に、決算参考資料につきまして、ご説明を申し上げます。A 3、横長の冊子でございます。

まず、1ページから3ページでございますが、平成17年度旧3町、それから旧一部事務組合の11カ月分と与謝野町の1カ月分を合わせまして、平成17年度の合計決算額を計上いたしております。

4ページは収入の状況を記載いたしておりますが、収入科目ごとに同様に旧3町、旧一部事務組合、与謝野町の合計額を記載いたしております。

5ページは町税の収入状況を同様の形で記載いたしております。

6ページは、性質別経費を記載いたしておりますが、同様の形で記載させていただいたということでございます。

7ページから10ページでございますけれども、普通会計における事業費と財源内訳を記載いたしております。同様の記載方法でございます。

それから、11ページから40ページまでは、旧町ごとに一般会計と特別会計の記載調書を掲載いたしております。

41ページから45ページまでは会計別職員人件費の明細書を記載をいたしております。

46ページから49ページまでは、一般会計歳入の概要として前年度との比較を行い、その原因を説明欄に記載をいたしております。

50ページから75ページまでは、所管課ごとに17年度の主な事務事業の概要を数字でもって記載をさせていただいておるということでございます。

76ページからは施設別収支状況報告としてクアハウス岩滝、野田川駅、衛生プラント、阿蘇霊照苑、学校給食センターの収支状況に記載をいたしております。

以上が、前段の説明でございまして、決算書の中身につきまして、ご説明を申し上げたいというふうに思います。

決算書の20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

第8款でございます。地方交付税。特別交付税を3億2,175万2,000円収入いたしております。16年度、旧3町の特別交付税収入額は5億3,552万7,000円で、17年度旧3町と与謝野町の合計収入額は5億2,073万2,000円でございますので、1,497万5,000円の減額というふうになっております。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。第2項の府の補助金でございますが、京都府から未来づくり補助金の交付を受けております。科目はそれぞれにわたってあるわけですが、未来づくり補助金の総額は9,810万5,000円ということでございます。

48ページ、49ページをお開き願います。49ページの諸収入、雑入、備考欄の中ほどより下に余剰金5億7,715万414円を計上いたしております。2月末で旧3町の決算を行ったわけですが、この決算の赤字を一時借入金等で処理をいたしました。一時借入金として赤字を処分するのではなしに残った金額ということで、余剰金として与謝野町で引き継いだということでございます。

50ページからは町債でございますが、総額7億2,590万円の借り入れをいたしております

す。

次に、歳出でございますが、62、63ページをお開き願います。

総務費の第6目企画費でございますが、旧加悦町分として自治振興補助金446万6,000円、旧岩滝町分として6,523万7,000円を支出いたしております。

64ページ、65ページの第7目人材育成費は、基金への積立金を支出いたしております。

第10目情報システム費は、旧加悦町分として、需用費など96万9,663円、旧岩滝町分として委託料など100万719円、旧野田川町分として使用料及び賃借料など210万8,313円、与謝野町分として171万5,406円を支出いたしております。

第11目地域情報推進費は、イントラネット保守委託料などの支出を行っております。

68ページ、69ページは、地域交通対策費を計上いたしております。北近畿タンゴ鉄道経営対策基金拠出金、生活交通路線維持費補助金、野田川駅の管理運営費用などを支出いたしたものでございます。

70ページ、71ページの第16目財政調整基金費は、財政調整基金への積み立てを2億円行っております。

72ページ、73ページは、合併関連費でございます。第17目の合併関連費でございます。旧加悦町分は、議場の改造工事費、ストックヤードコンテナなど、総額1,194万2,150円を支出いたしております。旧岩滝町分は、本庁舎の改修工事費、電算システム整備委託料、庁内LAN整備等、総額4億4,329万805円の支出を行っております。旧野田川町分は、庁舎の改修工事費など、総額3,118万4,758円を支出いたしております。

次に、206、207ページをお開き願います。第13款諸支出金でございますが、4億5,000万円を支出いたしております。旧町で借り入れいたしました一時借入金の返済を行ったものでございます。

以上が一般会計でございます。

土地取得特別会計につきましては、特別申し上げることはございません。

以上で企画財政課所管分の説明とさせていただきます。若干長くなりましたことをおわび申し上げます。

委員長（赤松孝一） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 続きまして、税務課所管分につきましてご説明いたします。

決算書の16ページをお開き願います。1款町税の歳入の決算額でございますが、1項町民税から5項都市計画税までの合計額で、調定額2億8,451万9,740円に対しまして、収入済額は1億5,199万6,984円で、収入未済額は1億3,252万2,756円であります。この18年度へ繰り越した滞納額は、16年度決算と比較しますと873万4,448円の増額、率にしまして7.1%の増となっております。

旧3町と与謝野町と通算しました17年度決算の町税の内訳につきましては、決算参考資料、別冊になっておりますA3版の決算参考資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。4、町税の収入内訳表でございますけれども、決算統計の様式によりまして、税目ごとに調定済額、収入済額、徴収率を一覧表として取りまとめたものでございます。

次に、同じく決算参考資料の46ページをお開きいただきたいと思っております。13、一般会計、

歳入の概要の 町税の決算額でございますけども、17年度は17億771万円で、平成16年度、16億7,468万8,000円と比較しますと3,302万2,000円の増収、率にしまして2%となっております。

続きまして、歳出でございますけども、決算書に戻っていただきまして、77ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課徴収費、旧岩滝町分の12節役務費、その他の手数料192万2,367円は、納税組合に納税手数料としてお支払いしたものでございます。その他はいずれも経常的な経費でありまして、特にご説明申し上げることはございません。

以上、甚だ簡単ではございますが、税務課所管分の説明とさせていただきます。よろしく願います。

委員長(赤松孝一) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) それでは、福祉課の所管分につきまして、一般会計の歳入からご説明申し上げます。

決算書の22ページ、23ページをお開きください。民生費負担金の2節児童福祉費負担金の収入未済額に846万8,596円を計上しておりますが、この中には現年度分保育料の調定額の減額漏れ32万5,000円を含んでおります。したがって、保育料の実未収金は、現年度分241万1,160円、滞納繰越分573万2,436円でございます。多額の滞納につきましてまことに申しわけなく思っております。

28ページ、29ページをお開きください。国庫支出金の3節児童福祉費国庫補助金では、桑飼保育園の耐震補強工事を18年度に繰り越しをいたしましたので、その補助金517万1,000円を収入未済額として計上しております。

36ページ、37ページをお開きください。府支出金の5節児童福祉費補助金では、のびのび放課後サポート事業費補助金38万7,000円を受け入れております。この補助金につきましては、昨年7月に開設いたしました与謝学童保育の補助金でございまして、年度途中の開設のため、府の単独補助になったものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

3款民生費でございますが、85ページをお開きください。

社会総務費の旧野田川町分の20節扶助費では、2月1日基準日分の在宅要介護者激励金を14名に対し69万円交付しております。

21節貸付金は、就学資金貸付金を5名の者に対し、1月から3月までの3カ月分37万5,000円を貸与しております。

93ページをお開きください。障がい福祉費の与謝野町分の13節委託料では、障がい者自立支援法の4月施行に伴うシステム開発の業務委託料210万円を支出しております。

高齢者福祉費の旧加悦町分の13節委託料の配食サービスは、2月分までは1食800円、95ページの旧岩滝町分の13節委託料の配食サービスは1食300円、97ページの旧野田川町分の13節委託料の配食サービスは1食1,100円の委託料としておりましたが、合併後の3月分以降につきましては、1食当たりの利用者負担を300円、委託料675円とし、社協に委託をしております。

与謝野町分の8節報償費では、福祉有償運送運営協議会の委員謝礼6万円を支出しております。103ページをお開きください。児童福祉総務費の与謝野町分の20節扶助費では、1人当たり1万円の出産祝い金14万円を支出しております。

107ページをお開きください。児童福祉施設費の旧野田川町分の15節工事請負費は、一番保育所のフェンスが老朽化により破損しましたので、その改修を134万4,000円で施工しましたが、支払いが合併後になったものでございます。

続きまして、介護保険特別会計につきましてご説明申し上げます。

306ページ、307ページをお開きください。介護保険料の1節現年度分特別徴収保険料は収納率100%ですが、収入未済額にマイナス13万4,380円を計上しております。これにつきましては、還付すべき保険料が出納閉鎖までに還付できなかったものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は収納率88.72%で、収入未済額は349万3,650円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は収納率6.38%で、収入未済額は700万8,495円でございます。

308ページ、309ページをお開きください。府支出金の1節財政安定化基金交付金は、介護保険事業計画期間3カ年の介護保険料の収納額や見込み収納額より低い場合に交付されるものでございまして、877万82円の交付を受けております。

繰入金の1節地域福祉振興基金繰入金1,200万円は、財源補てんに基金から借り入れを行ったものでございます。

314ページ、315ページをお開きください。歳出の介護認定審査会費でございますが、旧岩滝町分の8節報償費に30万9,600円、9節旅費に1万300円を計上しておりますが、合併と同時に与謝野町介護認定審査会を設置したものでございまして、委員14人への謝礼と執務の旅費でございます。

316ページから保険給付費は総額2億5,722万9,873円を支出しております。旧3町と与謝野町を合わせました保険給付費は総額16億9,741万2,000円で、前年度と比較し、4.04%の増となっております。

328ページをお開きください。歳入歳出差引額は2,519万4,064円となっておりますが、9月25日にお認めいただきました平成18年度介護保険特別会計の第1号補正予算に返還金2,430万2,000円を計上しておりますので、その返還金を差し引きしますと89万1,892円の黒字決算でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(赤松孝一) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) それでは、私の方から、保健課の方が所掌しております分の決算報告をさせていただきますというように思います。

私の方につきましては、一般会計と国民健康保険特別会計、そして老健会計の説明をさせていただきます。

まず、ページといたしましては、82ページ、83ページをごらんいただきたいというように思いますが、ここには民生費でございます。このページの次のページ84、85ページの中のそれぞれの旧町単位に書いてございますけれども、まず20節の扶助費でございます。福祉医療費

としまして母子分というのがございますけれども、これは各町2カ月分をそれぞれ支出をいたしたものでございます。

また、28節の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金ということでそれぞれの町あるわけなんでございますけれども、これは出産育児金のお金でありますとか、また未来づくり交付金でございますとか、事務費繰出金等々を含めた総金額でございます。

例を挙げますと、備考欄の一番上側が加悦町の分になってるわけなんですけれども、国民健康保険特別会計繰出金事業勘定分といたしまして、907万2,000円というのがございますけれども、この中には、今申し上げましたように、出産育児金、未来づくり、それから学童う歯、歯の治療の費用ということで、歯の治療の費用ということで支出をいたしたものでございます。

次に、84、85の一番下側に障がい福祉費というのがございます。これの説明欄といたしましては、ページといたしまして88、89ページ、これからちょっと裏の方へ続いていくわけなんですけれども、89ページの一番上側のところを見ていただきますと、国庫扶助費でございますけれども、福祉医療費障がい者分というのがございます。ここでは181万3,990円ということがありますが、これはそれぞれの町、障がい者の方に係る医療費分を支出いたしたものでございます。

また、その下には重度心身障がい老人健康管理事業給付金ということで、これは障がいを持たれた老人の方の医療費分をみたものでございます。

続きまして、ページといたしましては、予防費の説明をさせていただきたいというように思います。ページは108、109ページでございます。衛生費の中の予防費でございますけれども、この予防費の備考欄の右下の方にそれぞれ旧加悦町分とか岩滝町分ということがございますけれども、これは休日応急診療所、また当番医制の費用として、それぞれ各町が負担相当額を執行をいたしたものでございます。次、110ページ、111ページにわたって、それぞれの町の決算額を記入をいたしております。

次に、116ページ、117ページの説明をさせていただきます。ここの保健衛生施設管理費でございますけれども、備考欄のところに旧岩滝町分、旧野田川町分ということで、これは岩滝の保健センターと野田川の保健センターと、それぞれ2カ月相当分の費用を執行したものでございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

ページといたしましては、353ページに国民健康保険特別会計がございます。ページは394ページをごらんください。この国民健康保険特別会計の決算額といいますのは、歳入総額が6億2,516万9,746円に対しまして歳出総額6億680万5,276円ということで、1,836万4,470円の繰越.....ということになってございます。この国民健康保険特別会計については、歳計剰余金処分をしますので、一番下に書いてございますように、基金に半額を積み立てるということになってございます。

この中で国民健康保険につきましては、議員さんそれぞれ大変、税の徴収ですとか、ご心配いただいております。そういったことで、きょうこの17年度の国保税の調書ということでお手元の方に配らせていただいている資料をごらんいただきたいというように思います。ここで税の関係につきましては、詳しく時間をいただいて説明をさせていただきたいというように思います。

出ましたでしょうか。この上のページには現年度分、下のページには滞納分というのが書いてございます。これは旧町の説明でも申し上げておりましたように、17年度中についてはそれぞれの町の税率でいくということございまして、それぞれの町においての決算額を記入をいたしております。

簡単に説明をさせていただきますと、上のページの合計のところを見ていただきたいというように思います。加悦町では、この合計のところの一番右側の現年度分の滞納繰越額という欄がございます。ここで17年度決算を打った段階で、加悦町分といたしましては、現年度分が894万827円、現年度分の滞納があったということございまして、岩滝町、野田川町合計でありますと3,375万822円という大変大きな額が滞納として残しました。大変申しわけなく思っております。

その下のページには、今度は以前の滞納分についてのご説明でございますけれども、ここについても一番下の合計額を見ていただきたいというように思います。この一番下の欄の右側から三つ目の箱のところ合計額というのがございまして、これが滞納に係る分のそれぞれの町の滞納繰り越しということになってございます。

例を申し上げますと、加悦町では2,983万9,035円、これが滞納の分でございます。それをずっと右側の一番端に行ってもらいますと、先ほど現年度分、17年度分の滞納繰越分と過去の滞納分を合計しますと、この決算を打った段階では3,877万9,862円といった対象額になって、与謝野町合計では1億6,889万3,317円という大変大きな額になっております。これにつきましては、当然、保健課の方も一生懸命、滞納に努めたいというように思っておりますが、また税務課、そのほかの課とも連携をとりながら、この収納に努めてまいりたいというように思いますので、よろしくお願いたします。

以上が、大変簡単なんです、国民健康保険の特別会計とさせていただきます。

続きまして、395ページに国保の関係の診療所の直診勘定がございます。ここについては診療所の運営費用ということでございますけれども、特徴的なことにつきましては、歳入の404ページ、405ページをごらんいただきたいというように思いますが、このページには町債がございます。歳出の方でも説明させてもらったというように思いますが、17年度については超音波の診断装置でありますとか、内視鏡を購入をさせていただいております。その財源手当としまして起債を充てております。これは5年間の償還ということで、5年払いということで、利率は1.1%の起債をお借りしたということで、財源手当をいたしております。

以上、直診関係の説明とさせていただきます。

続きまして、老人保健特別会計の説明でございますけれども、ページといたしましては430ページをごらんください。この430ページの中には歳入歳出それぞれ金額がございます。実質収支額が578万1,794円ということでございますけれども、これは何遍も説明しておりますけれども、翌年度ですべてきちっとゼロになるように精算でございますので、この剰余金相当分については翌年度精算ということでございます。

それと、以前に国民健康保険特別会計の決算資料、そして老人保健特別会計の資料それぞれ議員さんのお手元に配っております。これは旧町分、それと新町分と合わせて、17年度中の金額等がきちっと明記しておりますので、これを見ていただいたらこの1年間の決算状況がよくわか

るというように思いますので、一々説明を申し上げませんが、ごらんいただきたいというように思います。

大変早口で申しわけございませんでしたけれども、保健課サイドの説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

委員長（赤松孝一） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後1時30分より委員会を再開いたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時30分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは続きまして、住民環境課所管分についてご説明を申し上げます。

27ページをお開きください。3目衛生手数料、2節清掃手数料の収入未済額20万6,920円は、くみ取り手数料現年度分29件、14万5,880円、滞納繰越分10件、6万1,040円でございます。

次に、33ページをお開きください。14款府支出金、1目総務費府補助金の中段のごみ分別大辞典作成事業費補助金36万3,000円は、総事業費72万6,000円の2分の1の補助金でございます。

また、2目民生費府補助金、1節社会福祉費補助金の隣保館運営費補助金511万5,000円は、補助基本額の4分の3の補助金でございます。

それから、最下段の人権啓発費補助金35万4,000円は、旧野田川町分と旧加悦町分の総事業費74万8,000円の2分の1の補助金でございます。

次に、37ページをお開きください。3目衛生費府補助金、1節保健衛生費補助金で、菜の花エコプロジェクト事業費補助金19万8,000円は総事業費39万7,000円の2分の1の補助金で、旧岩滝町分の事業でございます。

また、2節の清掃費補助金339万8,000円は、野田川衛生プラントとし尿収集車と収集…の購入に伴います総事業費679万6,000円の2分の1の補助金でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

73ページをお開きください。2款総務費、17目合併関連費、旧加悦町の15節工事請負費525万500円のうち202万6,500円は資源ごみの与謝野町ストックヤードコンテナ集積場整備工事分で、旧加悦町クリーンセンター跡地に資源ごみの一時保管場所として整備したものでございます。

次に、99ページをお開きください。3款民生費、5目社会福祉施設管理費の旧加悦町分の賃金23万600円は、3月分の算所会館の嘱託職員1名、管理人1名、デイサービスの介護賃金2名分でございます。

次に、115ページをお開きください。4款衛生費、4目斎場費の阿蘇霊照苑管理運営事業の7節賃金27万5,588円は、2月、3月分の臨時職員1名分の賃金でございます。

また、次のページの与謝野町分28万5,668円は、3月から採用いたしました嘱託職員1名の共済費、賃金でございます。

次に、119ページをお開きください。2目じんかい処理費の旧加悦町分ですが、賃金112万8,053円は、直営のごみ収集作業員、加悦最終処分場の重機作業員・管理人の2月、3月分の臨時を含めまして10名分の賃金でございます。

それから、11節需用費の修繕料64万8,786円は、最終処分場の汚泥供給ポンプ…のキャタピラ等の修繕等でございます。

また、14節使用料及び賃借料25万604円は、最終処分場の2月、3月分の軽トラックリース料、除雪機の借上料でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金32万5,598円は、2団体への資源ごみ集団回収団体補助金でございます。

次に、旧岩滝町分でございますけども、7節賃金44万1,000円は、最終処分場の2月、3月分の2名分の賃金でございます。

次のページの3行目の11節需用費の修繕料12万2,850円は、焼却炉等の修繕でございます。

19節負担金補助及び交付金の生ごみ処理容器設置事業費補助金14万7,500円は、5軒分でございます。

次に、次のページをお開きください。旧野田川町の14節使用料及び賃借料の作業用機械借上料は、2月、3月分のパワーショベル2台分の借上料でございます。

また、19節負担金補助及び交付金の資源ごみ集団回収団体補助金43万6,440円は、1団体分でございます。

次に、同じページの3目し尿処理費、野田川衛生プラント管理運営事業の11節の需用費の修繕料38万3,906円は、車検に伴います収集車3台分の修繕料等でございます。

次に、124ページをお開きください。与謝野町分28万5,688円は、3月に採用いたしました嘱託職員1名の共済費、賃金でございます。

以上、まことに簡単でございますが、住民環境課所管分の決算説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(赤松孝一) 山崎農林課長。

農林課長(山崎信之) 次に、農林課所管の農林水産業費についてご説明を申し上げます。主に歳出についてご説明を申し上げたいというふうに思っております。

124、125ページから農林水産業費が始まります。農業委員会費あるいは農業総務費等、人件費、経常的な経費あるいは管理経費については、それぞれ新町1カ月分の予算を見ておりますので、特徴的な部分でご説明をさせていただきますと、126、127ページの一番下から農業振興費が始まるわけですが、農業振興費のうち128、129ページ、旧加悦町分の負担金、負補交についてご説明を申し上げます。

循環型農業推進事業費補助金ということで、これについては自然循環農業推進事業補助金全体のうちの3月に豆っこの購入補助を支出した分がここでは支出となっております。3月分で107件の購入補助金の支出があります。

それから、農林施設等雪害対策事業補助金ですが、これにつきましても、今冬の大雪によりますハウスの災害復旧で、個人に府の事業で補助金として出しておりますが、この個人への事業補

助金については、歳入として府からそのまま同じ額が入ってきているということになります。

それから、交付金ですが、中山間地域等直接支払交付金は、旧加悦地域と下にあります野田川地域にもあるわけですが、旧加悦地域では8集落11協定281ヘクタールについて支出をしております。これにつきましては、4分の3について、国・府補助金として府の補助金で歳入が同じく計上してあります。

それから、旧岩滝町分の補助金で「いただきます。地元産」プラン推進事業費というのは、岩滝町にかかります給食の米の、地元の米を使った分について、基準単価から超える部分についての補助金を出しておるところであります。

それから同じく補助金で、パイプハウスの栽培奨励事業補助金ということですが、岩滝のふれあい朝市の会員の方7棟、371万6,000円で整備されましたパイプハウスにつきまして、2分の1の額の補助をしているというものでございます。

それから、旧野田川町分につきましては中山間の交付金で、2集落で5協定と、35.2ヘクタール、これについても4分の3の国・府補助金が歳入として見てあるところでございます。

続きまして、131ページの農業施設管理費ですが、旧加悦町分につきましては、委託料で有機物供給施設の処理機メンテナンス委託料ということで、1年分148万500円を支出させていただいております。

続きまして、132、133ページの林業振興費、一番下の方になるわけですが、旧加悦町分から、次ページにかけまして有害鳥獣駆除委託料ということで、それぞれの町にそれぞれの旧町ごとに委託料があります。これは料金以外の有害鳥獣の駆除について、いわゆる駆除班に対する委託料の補助金をそれぞれの町で出しておるものでございまして、これにつきましても、府事業ということで、京都府の方から2分の1の府補助金を歳入として見させていただいております。

135ページ、加悦町分ですが、一番最上段になりますが、工事請負費につきましても、大田和線橋資料館から千年橋にかかわる大田和線の林道の舗装工事を500メートル、あるいは水路工が240メートルの部分で大田和線の改良工事を実施したものであります。

それから、それぞれの町に補助金として林業労働者新共済事業補助金あるいは緑の担い手育成事業補助金ということで、2段階ずつそれぞれの町で並んでおるところですが、林業労働者新共済事業につきましては、これは宮津地方森林組合の林業労働者に対する各宮津地方ですから、今は1市2町のそれぞれの負担金を森林組合に補助するものであります。

この林業労働者新共済事業につきましては、いわゆる林業労働者の退職金を醸成しておるものということで、旧加悦町で言いますと、55万7,800円支出をしておりますが、うち府補助金が2分の1、歳入として見込んでおるところです。

それから、緑の担い手育成事業補助金につきましては、林業労働者のいわゆる保険、雇用保険、健康保険等の保健事業にかかります分の補助金でありまして、これにつきましても、3分の2の額については府補助金ということで、歳入の方で見込ませていただいております。

それから、森林整備地域活動支援交付金につきましては、これもそれぞれの町にあるわけですが、整備された森林について、年度年度で現況調査をしていただく、あるいは作業道の整備をしていただく、あるいは境界について協議をしていただくということで、地域の方に整備された森林の中に入らせていただいております。それについて、そういった活動の事業を支援するというこ

とで、交付金がそれぞれの町に出ております。これにつきましては、山林1ヘクタールに1万円という単価で出ておりますので、それぞれの町で、加悦町で言いますと129.82ヘクタールの面積について交付金が出ているということになっております。これにつきましては、3分の2が府補助金になっておりまして、3分の1が町費になっているというところです。

それで、岩滝町分の工事請負費につきましては、下谷林道の前払い金2,142万円を支出させていただいております。これにつきましても、府の補助金として1,445万6,000円、65%分について府補助金で受け入れをさせていただいております。

それから、負補交ですが、負担金について、丹後縦貫林道のリフレッシュ事業負担金ということで、丹後縦貫林道大内線、旧岩滝町にありますリフレッシュ縦貫林道につきまして、いわゆる改修540メートル、舗装360メートルを1億1,300万円ほどで京都府が事業実施しておりますが、そのうち10%を市町村が負担するというので、1,131万1,000円を支出させていただいております。補助金あるいは交付金については、意味としては旧加悦町分と同じということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

それから、ページ飛びますが、ページ201ページに行きますと、農林水産施設の災害復旧費ということで、農業施設について旧野田川、加悦町分で負補交と工事請負費を支出させていただいております。旧野田川町分の補助金につきましては、農業用災害復旧補助金1件分36万円あるいは旧加悦町分の工事費につきましては、災害復旧事業が3件、小災害復旧事業が9件の12件で700万2,050円ということで支出をさせていただいておりますし、農地災害復旧事業につきましては、旧加悦町分ということで、工事請負費では本災害6件、小災害9件ということで15件、1,227万8,600円、あるいは補助金につきましては、小規模の災害復旧事業の補助金6件ということで支出をさせていただいております。

それから、歳入に戻っていただきまして、36、37ページに農林水産業費の府の補助金があるわけですが、その最下段につきまして、自然循環型農業推進事業補助金ということで未来づくり交付金を充てて、541万4,000円ということで歳入を見させていただいております。

それから、次ページ39ページの林業費補助金が上から数段目にあるわけですが、林業費補助金の一番下の単費林道事業費補助金、これにつきましては、下谷林道の591メートルの舗装ということで、工事費の30%分について京都府の補助金を見させていただいておりますし、歳出につきましては旧町で決算を済ませておるところであります。

以上、まことに簡単ですが、農林水産業費の説明とさせていただきます。

十分ご審議をいただきまして、ご承認賜りますように、よろしく申し上げます。

委員長(赤松孝一) 太田課長。

商工観光課長(太田 明) 引き続きまして、商工観光所管につきましてのご説明をさせていただきます。

初めに、歳入から説明させていただきます。

23ページをお開きください。5目、1節商工使用料につきましては、それぞれ所管の施設織技染色センター、母と子どものセンターの使用料を計上させていただいております。

2節観光使用料につきまして、707万7,000円を受け入れておりますが、これはクアハウスにかかります温泉スタンドを含めたクアハウス入館料、水着使用料の3月分の使用料を計上させていただいております。

続きまして、41ページをお開きください。41ページの商工費委託料、1節観光費委託料150万円を受け入れておりますが、これは岩滝の一字観公園内に京都府の施設、トイレとシャワー棟がありますけれども、その管理委託を京都府から受けておりまして、その経費分を委託料として受け入れたものでございます。

続きまして、43ページをお開きください。43ページ、財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、この備考欄のクアハウス岩滝一部貸付料28万円でございますが、これは3階レストラン部分の貸付料の2カ月分の収入でございます。

続きまして、49ページをお開きください。雑入の部分でございますが、備考欄の6行目、クアハウス岩滝物品売払収入50万4,000円、それから染色センターの物品売払収入それぞれ計上をさせていただいております。

また、最後の行に書いております財団法人コミュニティ野田川運営費精算金215万2,000円、これにつきましては、財団法人コミュニティ野田川が3月末決算により215万2,000円の精算ということで、返還金が生じたので、雑入として受け入れているものでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

私ども所管の部分としましては、労働費と商工費でございます。124ページの労働費が計上されておりますけれども、特に申し上げることはございません。

137ページをお開きください。2目商工振興費でございます。旧加悦町としては143万5,000円を支出しておりますが、13節委託料70万円、これにつきましては、商工会に委託をしております業務がございまして、電子商取引にかかわりますサーバー管理を委託しておりまして、その精算分でございます。

それから、19節負補交73万5,000円、これにつきましては、商工会への補助金でございますが、いわゆる機業振興対策補助金を設けておりまして、織機調整にかかわります補助金でございますが、これも実績に伴います精算払いでございます。

次に、旧野田川町分としまして97万6,000円を支出しておりますが、19節の負補交につきましては、これも野田川町商工会青年部の補助事業を3月に実施しましたので、その精算払いとして支払ったものでございます。

残り78万6,000円につきましては、これも商工会特別事業の中で織物技術指導員設置補助金ということで、最終精算払いを行ったものでございます。

それから、与謝野町分として融資残にかかります、また新規融資にかかります貸付金、預託金でございますが、1億9,980万円を預託したものでございます。

次に、3目商工施設管理費、支出額が30万9,000円でございますが、これは各施設の維持管理費ということでございまして、特に申し上げることはございません。

次に、4目観光費の中で旧岩滝町分がほとんどでございますけれども、特に13節委託料のうち管理委託料14万9,000円、これは岩滝町商工会の前にあります駐車場の中に設置しました町中観光トイレにかかります工事管理ということでございまして、あわせまして15節工事請負費の703万5,000円が町中観光トイレにかかります工事費でございます。

続きまして、5目観光施設管理費の支出額が3,522万8,000円でございます、143ページをお開き願いたいと思います。13節の委託料のうち、その中で備考欄に管理委託料94万5,000円を計上しておりますが、これは旧加悦町役場の保存工事に伴います管理委託料でございます。

それから、15節工事請負費1,908万9,000円、これは旧岩滝町の保存工事の精算払いでございます、これに伴います工事費は、総額が3,078万9,000円の精算払いということでございます。

それから、旧岩滝町の支出分でございますが、1,112万2,000円でございますけれども、一部、一字観公園に要しました経費はございますが、それぞれの科目が大きな金額になっておりますけれども、クアハウスの2カ月分の精算払いにかかります費用ということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） それでは、私から土木費についてご説明を申し上げます。

なお、土木費につきましては、3町になりました3月からは入札を行っておりません。ですから、旧加悦町、それから旧岩滝町、旧野田川町でそれぞれで特別委員会でご審議をいただいた工事費の歳出においては精算金、それから歳入につきましては、そういった事業の国庫補助金、府補助金、そういったものが入っております。

それでは、土木費でございますが、144ページから145ページからというふうになります。

148ページ、149ページ、下から5行目に旧加悦町分の除雪作業の委託料、それから151ページに13節で岩滝町の除雪作業の委託料、それからその下に旧野田川町分の13節で除雪作業の委託料が入っております。これは2月以降の部分になります。旧町の部分を含めましてトータルいたしますと、除雪につきましては1億1,061万2,000円となります。

それから、同じページ150ページ、151ページですけども、中段から下、道路新設改良費の中で翌年度繰越額を1億7,550万4,000円計上いたしておりますが、これにつきましては、旧加悦町の町道明石香河線、それから旧野田川町の町道藤の森線、同じく上土線、同じく町道角外線でございます。

それから、ずっと飛んでいただきまして、202ページ、203ページをごらんください。災害復旧工事でございます。公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費の中で翌年度繰越額1,704万7,000円を計上いたしております。旧加悦町で災害の箇所14カ所ございましたが、4カ所を18年度に繰り越しております。

それから、その下側、2目の河川災害復旧事業でございますが、これも同じく加悦町分でございます、20カ所ありました災害復旧箇所のうち2カ所分を繰り越しております。4,020万9,000円でございます。

それから、歳入をごらんください。歳入につきましては、先ほど申し上げましたように、国庫補助金等は都市計画事業等の部分において入っております。

そういった中で30ページ、31ページをごらんください。この中で備考欄、上から2行目、市町村道除雪費補助金2,050万円が入っております。これにつきましては、17年度は大雪だったということで、特別にこういった補助金が入っております。

それから、特別会計へ行きます。247ページの与謝野町宅地造成事業特別会計でございます。これにつきましても、特別この1カ月間で分譲地が売れたというようなことはございませんで、最終的に差し引きいたしますと、252ページをごらんください。歳入歳出差引不足額1億5,421万5,540円不足をいたしておりますので、このため翌年度歳入繰上充用金として不足を補てんいたしております。

それから、建設課関係につきましては、あと341ページ、土地区画整理事業がございますが、特段ご説明を申し上げることはございませんので、以上をもちまして、非常に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長(赤松孝一) 鈴木教育次長。

教育次長(鈴木雅之) それでは、私の方から教育委員会所管の教育費の与謝野町の決算につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず歳入でございますが、30ページ、31ページをお開きください。

教育費の国庫補助金でございます。2節小学校費の補助金あるいは3節中学校費の補助金、これらにつきましては、要保護、準要保護にかかります国庫補助金を受け入れたものでございます。

それから、4節の幼稚園費の補助金としまして8万9,000円受け入れております。これは備考の欄に幼稚園就園奨励費補助金とタイトルを打っておりますが、これは旧加悦町に私立の幼稚園であります聖三一の幼稚園がございまして、その聖三一の補助金に対応するためにこの国庫補助を受け入れたものでございます。

それから、5節の社会教育費補助金としまして179万5,000円を受け入れております。備考の欄には文化財保護費補助金とだけしか明記をしておりますが、これは旧岩滝町の大風呂呂南古墳群出土遺物保存処理事業ですか、こういった事業を旧岩滝町が平成14年度から5箇年事業としまして取り組んできておられまして、17年度はその4年目を迎えたということで、これに対する国庫補助金を受け入れたものでございます。これは補助率としましては事業費の2分の1ということで、179万5,000円を受け入れております。

次に、府の補助金でございますが、38ページ、39ページをお開きください。38ページ、39ページの中の5節の社会教育費補助金でございます。その備考の欄を見ていただきますと、これも一番上に文化財保護費補助金89万7,000円と計上しております。これも先ほど申し上げました国庫補助金も受け入れておりますが、この大風呂呂南の関係で、府の補助金としまして事業費の4分の1の89万7,000円を受け入れたものでございます。

それから、ずっと飛びますが、歳出でございます。歳出につきましては、特別、教育委員会費あるいは事務局費あるいは教育振興費、小学校費、中学校費、特別に申し上げることは特にございません。いわゆる旧町から引き継いできましたもの、あるいはその経常経費の関係で、新町になりましてから支出をしたものでございます。

その中で182ページ、183ページをお開きください。先ほど国庫補助金あるいは府の補助金の欄でご説明を申し上げましたとおり、幼稚園費の関係でございますが、183ページの19節負補交でございますが、その中の旧加悦町分の欄に書いております。2段目に書いております幼稚園就園奨励費補助金37万8,250円を支出をしておりますが、これが先ほど国庫補助金のご説明しました、国庫補助金を算定する上での根拠になる数字でございます。

それから、次のページでございますが、184、185ページでございます。これも同じく幼稚園費でございますが、幼稚園費の一番下の欄になりますか、このページで申し上げますと中ほどになりますが、15節の工事請負費190万1,550円というふうに支出をしております。この工事費につきましては、旧野田川町の三河内幼稚園に実際工事は旧町時代に済ませておりますが、この工事請負費の支出が新年度に入りましてから支出をしたものでございまして、三河内幼稚園のエアコンを2台設置をしております、その工事請負費を新町になってから支払ったというものでございます。

それから、社会教育費、公民館、知遊館、文化財、そのあたりにつきましては、特にご説明申し上げますことはございません。

それから、保健体育費も特にはございません。

それと、午前中に一部事務組合の決算のご審議をいただいたわけでございますが、ページの198ページ、199ページ、これは教育費の中の最後の部分になりますが、3目としまして学校給食費を計上しております。新町になりましてから給食センターの運営事業等につきましても、教育委員会の所管になってまいりますので、この決算書の中ではこのページをもって決算額を計上させていただいております。

以上でございます。

委員長(赤松孝一) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) それでは、私の方から議案第150号、平成17年度与謝野町簡易水道特別会計決算と議案第160号、平成17年度与謝野町水道会計決算についてご説明申し上げます。

簡易水道の方から説明させていただきます。

ページは232ページ、233ページでございます。歳入総額5億638万9,409円に対しまして歳出総額4億9,151万6,129円、歳入歳出差引が1,487万3,290円となっております。

1款の使用料及び手数料ですが、1節現年度分の調定額につきましては、3月分の調定と旧町の収入未済額を計上しております。現年度分滞納繰越分の収入未済額につきまして1,385万9,341円となりますが、これにつきましては18年度に滞納繰越分として調整をさせていただいております。なお、9月末現在で304万9,108円を滞納分として収納をしております。

2款の国庫支出金ですが、3水道施設とそれから災害復旧事業費を国の方から受け入れをしております。

3款の府支出金ですが、平成15年度までは府の補助金として受け入れをしておりましたが、平成16年度の補助金につきましては5年分割で交付金として受け入れをしております。それで、ことしにつきましては203万6,400円受け入れをしております。

次のページ、6款の町債につきましては、簡易水道事業債と災害復旧事業債3億5,430万円を起こしております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款の総務費では、次のページ238ページ、239ページの2目財政管理費、25節積立金につきましては、減債基金に141万8,000円を積み立てをしております。

2款の維持管理費につきましては、各施設の1カ月分の維持的経費でありますし、3款の改良

費、4款災害復旧費につきましては、精算払い等でありますので、特に申し上げることはありません。

5款の公債費では、3月分の町債の償還分を、それから6款の諸支出金は、一時借入れをしたものを今回支出したものであります。

続きまして、本日、全部差しかえということでお願いしております議案第160号、平成17年度与謝野町水道会計決算についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出であります。収益的収入総額968万5,810円に対しまして収益的支出総額2,206万1,970円となり、決算書5ページの損益計算をしますと、純損失は1,371万1,160円となります。この損失につきましては、決算書6ページの剰余金計算書に記載しておりますとおり、資本剰余金の工事負担金の繰り入れによって欠損金処理を行うものでございます。

収入につきましては、水道使用料等であります。支出につきましては、原水、浄水の維持管理費でございます。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書3ページをごらんください。資本的収入総額1,429万7,000円に対しまして資本的支出総額2,285万902円で、不足する額が855万3,902円となります。不足額につきましては、決算書の29ページの補てん財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の775万8,902円及び消費税、資本的収支調整額79万5,000円で補てんをいたしました。

収入につきましては、下水道の移設補償工事に伴う分担金を下水道特別会計より受け入れをしております。

支出につきましては、工事費の精算金と企業債の償還金でございます。

以上、まことに簡単な説明であります。十分ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） それでは、最後になりましたが、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計についてご説明を申し上げます。

まず最初に、下水道特別会計についてご説明申し上げます。

決算書の268、269ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金の1項分担金の現年度分と滞納繰越分合わせた未済額は2,402万8,240円となっております。

2項負担金の現年度分と滞納繰越分を合わせた未済額は591万2,160円となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料の現年度分と滞納繰越分合わせた未済額は545万3,981円となっております。なお、これらの未済額につきましては、新年度へ滞納繰越分として繰り越すものでございます。

3款国庫支出金では、国庫補助金を1億5,946万1,000円受け入れております。旧町と合わせて2億6,000万円でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。

276、277ページをお開きください。3款事業費、1目公共下水道建設事業費では、旧町から引き継いだ工事請負費等を執行いたしております。なお、平成17年度末の面整備の状況は、計画区域面積904.7ヘクタール中、処理面積596.3ヘクタールで、面積普及率は65.9%となっております。

次のページの5款、1項諸支出金では、旧町での一時借入金2億6,400万円を返済いたしております。

続きまして、農業集落排水特別会計についてご説明を申し上げます。

290ページ、291ページをお開きください。1款分担金及び負担金の農業集落排水事業受益者分担金の未済額は5万3,320円、その下の2款使用料及び手数料の排水処理施設使用料の未済額は2万880円となっております。

3款府支出金では、農業集落排水事業推進交付金を504万円受け入れしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

294、295ページをお開きください。1款総務費、2目財産管理費は、先ほどの府の交付金を利子分合わせて減債基金に積み立てております。このほかは維持管理費等で特に申し上げることはございません。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長（赤松孝一） それでは、ここで10分間、25分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時15分）

（再開 午後 2時25分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

日程第4、議案第149号、平成17年度与謝野町一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

伊藤委員。

委員（伊藤幸男） それでは、先日に引き続き、ごみの広域化事業、ページ119ページのいわゆる広域処理委託金に関連して質問します。

先日の答弁にもありましたが、広域化事業の期限が期限内に、平成13年5月31日付で地元との協定ができた、こういうことでした。そうとは言え、前回も今回もですね、宮津市が自治体に延長協議ができていないという大変大きな不安と不審を与え、しかも地元との秘密協定の存在疑惑まで出ていることや、また京都府は、4町が決めていた第2のクリーンセンター計画をやめさせ、その広域化事業を押しつけてきたわけであり、この制度設計をした京都府の指導・管理責任は免れない。京都府に責任ある回答文書を求めるべきではありませんか。課長、お願いします。

委員長（赤松孝一） 藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） 伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

府の責任追及について、文書を出すべきだということでございますけども、京都府のごみ処理の広域化計画につきましては、京都府が平成11年3月に策定しまして、広域化計画を進めてきました経過がございますので、波路自治会との交渉が難行いたしますと、京都府の指導援助もあ

る必要があるかは考えておりますけども、今現在、文書を出すことについては特に考えておりません。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） さきに述べましたので繰り返しません、私は、幾つかの今の角度から取り上げてまして、これはどうしても要るというように思っています。

次の質問に移ります。

付設延長の協議が地元とどういう状況にあるのかという点をお伺いしたいと思っています。現時点の宮津の対応、見解を詳細に聞かせていただきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

宮津市と地元の交渉の内容でございますけども、具体的にどの辺までどう交渉が進んでいるかということにつきましては、聞いておりません。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 今、答弁があったように、私もつかんでいる限りでは、具体的な交渉に入れてないということです。また、関係自治体にこれほど大きな心配をかける問題を起こしたわけですから、その原因がどこにあるのかと。30億円もかけながら今回もまた前回も、明確な見通しが持っていない、半年後に控えているのに。これはもう、この点はなぜ地元協議が進まないのかということ宮津市にもきちっと総括させて、回答文書をもらう必要があるというように思うんですが、いかがですか。

委員長（赤松孝一） 藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

なぜ、地元協議がうまくいかないかという状況でございますけども、内容につきましては、どんな理由で交渉が難行しているかということについてはわかりません。ただ、13項目の地域振興策、これにつきまして1項目だけできてない事業がございますんですけども、これによって交渉が難行しとるということはないようでございます。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 今の答弁でわかるように、4年半前の契約で13項目にわたるやつがほぼできると。なのにスムーズに進まない。ここは違うもんがあるんですよ。理由は違うところにある。これは前の質問でしましたとおり、想定できることは、ほぼ確定的になってくると思うんですね。ともかく、この点は文書でもって宮津に責任をとらすということが大事です。

次の質問に移ります。最後の質問です。

30億円もかけてつくった施設をわずか5年でやめるのではなくて、住民の、いわゆる関係住民ですね、地元住民の理解と納得を得て、一日も早く正常に戻して延長を図る。このことでこの町の住民に不安やリスクのないように、ぜひ最大限の努力をお願いしたいということが一つ。

それから、町長に最後にお伺いします、この点で。

この広域化事業がダブル委託、民間委託のためにチェック機能が全面的に欠落していることになっています。既に30億円かけた事業、今度、当初計画では100億円と莫大な税金のむだ遣いになること、環境問題から見ても、地球温暖化のもとで燃焼式路線を続けている計画であるこ

と、重大な問題がこのようにはっきりしてきたと。この広域化事業について、町長の現時点での見解を聞かせ願いたいと思います。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員にお答えいたします。

1市4町でこの計画をしましたときの、やはりもう一度原点に戻る必要があるんじゃないかなというふうに考えております。そのときに宮津市とどのような契約内容になっているかというたからおかしいですけども、どういう事項になっているかということについてもう一度点検をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そうした内容も含めて、できるだけこのことは履行されるように、宮津市に対してやはり強く申し入れていくという格好になるうかと思っております。そうした方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 町長の決意は、今、一端は聞かせていただいたんですが、問題は、私は今のいわゆる広域化事業そのものが重大な欠点があったということです。これを具体的に、そうでないと言うんだったら反論が要ると、府も含めて、こういう事態がなぜ起こったのかというのは、今の問題指摘でかなり僕ははっきりしてくると思います。

時間がありませんから、次の質問に移ります。

合併協議の問題で関連して初めに言っておきます。決算参考資料の55ページ、総務費の戸籍関係の資料をおめくりください。電算機のシステム導入の問題に絡んで、ご存じのように、町村会開発のTRY-Xか民間のKKCかと、こういうことで紛糾しました。入札結果はKKCに導入することになったわけですが、戸籍関係の住基ネット、先ほど示した資料の55ページには、住基ネットシステム借上料という点もあるんですが、保守点検料についても、例えば岩滝がKKCで117万4,000円になっています。一方、TRY-Xの加悦町と野田川町は10万7,000円、14万4,000円であり、KKCは約10倍の費用がかかっています。私が言いたいのは、結論だけ言います、時間がありませんから。入札段階では安く見積もって、後年度の維持負担、保守点検料でもうけるという民間企業特有の構造に今後になってしまうのではないかという懸念です。この点を含めてご答弁願えたらと思っています。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

伊藤委員さんご指摘のとおり、合併協議の中でコンピュータシステムにつきましては随分議論がございました。結果、KKCに決定するというところでございます。

そこで、今、伊藤議員さんのお疑いの件でございますけれども、今年度の予算で調べてみました。いわゆる基幹業務にかかわります経常的な保守料だとか税制改正費用がどの程度の推移をしているかということでございます。17年度ベースで調べてみますと、旧3町で1,274万円上がっております。しかし、平成18年度のこの基幹業務にかかわります経常経費等を調べてみますと962万6,000円で落ちついております。比較といたしましては、約31万4,000円程度安くなっているということでございまして、伊藤議員さんご指摘になられました件につきましては、我々としてはそういうことにはならないだろうというふうに考えておるところでございます。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） よくわかりました。その点は十分留意されて対応していただくことをお願いします。

次の質問、これは実質的に最後になると思いますので、私、合併協議の経過も絡んで、この機会に私の感想といいますか、意見も述べておきたい。そこでお聞かせ願いたいと思っているんですが、昨年2月、3月にかけて、実質的に1カ月半という短い期間の合併協議が行われたわけですね。全国でも私は珍しいケースだというふうに思っているんですが、予算議会も当時ありまして、本当に必要な論議が十分できたかどうか、これほど重要な合併についての選択、この課題で、私は当時の議員として本当に十分役割を果たしたのか、住民の声が聞けたのかという不安が今でも残っています。後戻りはできないわけで、合併協議の中で、町の理事者や担当者も多くの苦労や貴重な体験をされました。これを今後、教訓にして、これからのまちづくりにしっかり生かしていくことが大事だと思っています。その角度から幾つかといいますか、1点質問しておきたいと思っています。

全国の先進地なんかのレポートなんかをこの間、読みますと、ほとんどのまちが合併によるいろいろな重大な障がいや大きな欠陥をつくり出し、住民に負担と不安を与えています。本町の場合、合併議決の後、10月までかけて合併協議会を続けてきたことは、本当にこの町の住民にとって救いであったと考えています。この多くの合併したまちのレポートによりますと、行政の体制機構の問題では、ほぼ共通して次の部門が問題になってるように思います。その一つは、ストレートに言わせてもらいますけど、その一つは、合併による財政課題の関係から、財政部局の担当に権限が集中して、ほかの部門とのずれ、ひずみが起きているという点です。これが一つ。もう一つは、教育委員会です。ここは一般行政と異なり、文部科学省や都道府県教育委員会の強い指導、干渉を受けてることもあって、一般行政との整合性や地域の独自性など、これが崩れている点が心配されています。このことはですね、与謝野町がこれに当てはまるかどうか、これはわかりませんが、十分配慮が必要だと思います。これは一例の問題です。体制の問題は。

こういういろいろな課題があったわけですが、私が言いたいのは、合併の避けられないようなリスクをしっかりとらえて、この克服に全力を挙げる、このことが大事だというふうに思っているんですが、町長の見解、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思いますし、できるだけそういうことがないように、それぞれの住民の方も納得し、また町の組織の対応も、そうしたリスクができるだけ少ないような形で今後も進めていきたいというふうに思っております。そうしたことのあらわれの一つが、合併しましてすぐに、やはり住民懇談会を各地区回らせてもらったのも、そうしたギャップができるだけ問題点を明らかにした上で、今後の町政に反映していきたいということですし、それに職員も、できるだけ理事者側も全員で出られる者が出て、直接そうした話を聞くという、そういうことが大事だというふうに思いましたので、そういう姿勢で臨んでまいりました。今後についても、当然、今までこの6月議会、9月議会の中でも、それぞれの町が抱えてます問題や、あるいは歴史や特色や、そうしたものが違います。それらが生かせるような、リスクがリスクにならずにプラスに働くような町政を進めていくべきだというふうに思っておりますし、そうした

姿勢で今後も臨んでいきたいというふうに考えております。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 今、答弁いただきましたので、基本的なスタンスはよくわかりました。私は、一番気をつけなければいけないのは、もちろん町長の決意とその方向はもちろんそうなんです、現場での、やっぱりこの出席されてる課長、理事者全員ですね、このスタンスを持たないと、今度の合併で、ある意味では合併のリスクは避けられないことが起き得ると、必ず出てくるというように私は思ってるんです。現に多くの、ほとんどと言った方がいいでしょうが、合併した自治体ではね、そういうリスクをかぶってるんです。ですから、そのことを十分配慮して、理事者の皆さんが、全員が心がけていただきたい、このことを申し上げて、質問を終わります。

委員長（赤松孝一） その他ございますか。廣野委員。

委員（廣野安樹） それでは、またコンピュータと言われるかもわかりませんが、コンピュータの件について、まだ納得しておりませんので、ご回答いただきたいというように思っております。

ページ177ページ、加悦町分としまして小学校のリース代が104万130円、それから岩滝町分が47万4,600円、野田川町分が132万3,000円、それからページ181ページで加悦の中学校分が59万8,500円、それから野田川町分が60万4,800円、橋立中学校分だと思いますが、これは書いてありませんので、ちょっとあれします。この点について、これは1カ月なのか、また2カ月なのか、この点、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） ページ177ページの旧加悦町分のパソコンリース関係でございます。これは1カ月分でございます。

それから、旧岩滝町分については2カ月分でございます。

それから、旧野田川町分については3月分ですから、2カ月分でございます。

それから、181ページの中学校の分でございますが、旧加悦町については一部職員室のサーバーがあるんですが、これが2月、3月分、それから生徒分等については、1月分でございます。それから、旧野田川町については2月、3月分でございます。

以上が、コンピュータリースの関係については以上でございます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） 先日も教育長の方にお尋ねしたんですが、これは加悦町の方は先生のリースも入っておるということをお聞きしておるんで、あるわけでございますが、それが入りますと、それぐらいの金額かということをお聞きしておるんですが、先生に対するリースはこの中に入っておらないのか、おるのか、加悦町としては先生のリースは行っておられない。いわゆる私物でやっておられるのか、もう一度確認をしておきたいと思えます。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 旧加悦町については、教員分が入っております。いろいろと説明不足で申しわけありませんでした。

内訳なんです、加悦小学校については教員用16台、それから与謝小学校教員用10台、桑飼小学校教員用10台、加悦中学校教員用18台ということで、ノートパソコンの方がレンタルリースということで、この金額の方に入っております。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） それでしたら、私は前から加悦町分につきましては547万円、1台に対しては非常に高過ぎると。40台お借りしとるというお話をお聞きしておりました。小学校の分について、加悦の分について教員に貸しとるということを聞いておればこんなことは申しませんが、この前、資料出してくれ言うて資料いただきました。ある議員から、あんな膨大な資料、廣野もつたいな過ぎるといご指摘まで私、受けました。

本当に今、資料を調べていただいておりますが、加悦小学校の先生の分、中学校の先生の分、今お聞きしましたら、このリースの中に入るととるということで、なぜ加悦の職員さんでありながら、私は、野田川や岩滝の職員さんがこのような間違いで今答弁されとるなら私は言いません。それでも加悦のその立場にある人が、私があおのときに下へおりてお聞きしたときに、リース40台です。中のソフトが違います。そんなことでこの中で町民、全部この議会の中のことを聞いとるわけですわ。うそは絶対言わないでほしいと思います。議員は町民の代表であり、議会での答弁は町民に対する、全員に対する回答であると思っております。一事が万事このような対応になっているのかということに疑いますし、服部議員の方からも前に回答がいただいたときに、ちぐはぐな回答で怒られたこともあります。また過日には、今田議員のナイター使用の時間の問題もありました。職員の対応のまずさが指摘されておる。本当に今こんなことで、合併した機会に職員もきちっと襟を正していただいで頑張っていたきたい。町民の期待にこたえるように努力を願いたいと、私はこのように願っておるわけですが、議会といたしましても、我々議員も議論を町民の最高機関と理解し、町民の期待に応えるように臨んでまいりたいというように私は思っておりますし、恐らくこの18名の議員もそのお気持ちであろうと思っております。私は、謝れば済むという問題ではないと思っております。しっかりこの問題を踏まえて、町長はどのようにお考えになっておるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 廣野議員さんのご質問にお答えいたします。

本当にこの議会でもでしたけれども、いろんな議員の方々から、あやふやな答弁といいますが、思い込みの答弁、決してだまそうとか、そういう気持ちではなかったでしょうけども、非常にそうした中、調べがきちとってないような形での答弁があったかと思っております。これらについては、おっしゃるとおり襟を正して、やはりわからないことはわからない、調べ直さなければならぬことは調べ直すという、そうした基本に返った教育が必要だなというふうに感じております。おっしゃることごもっともだと思いますので、なりかわりまして、おわびが申し上げたいというふうに思います。今の言葉は新しい町の職員としての激励とも受けとめます。そうした意味で、やはり心を引き締めて、新たに研修等も含め、もう少しハウレンソウといいますが、やはりそうしたことも徹底した形で進めてまいりたいと思っております。

庁舎が三つになったという点でも、とりわけ今まで以上にそれらは気をつけなければならないことではないかなというふうに私自身も思いますので、おわびを申し上げ、答弁とさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） 町長の答弁、ありがとうございました。

本当に我々議員も襟を正して、しっかり頑張っていきたいというように思っておりますので、職員の皆さん、本当に今の町長の言葉をしっかり踏まえていただいて、町民の期待にこたえるような行政になりますように、ひとつお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

委員長（赤松孝一） ほかにありませんか。有吉委員。

委員（有吉 正） クアハウスにつきまして、商工観光太田課長に質問をいたします。

まず、会員券について、どのような種類が種類がありますのか、またそれぞれの過去5年間の会員数はどのような推移になっておりますか。旧岩滝町以外の他町市の会員さんがおられたら、何人なのか、またそのまちの名前もお知らせいただきたいと思います。

旧岩滝町での17年度決算で、保健衛生費の予防費から142万2,000円、国保会計から256万9,100円、合わせて約400万円、旧岩滝町の全世帯に配布された入浴券の利用された分がクアハウスに支出されていると。クアハウスの収入に上がっていると、このように思います。これ違ったら指摘いただきたいと思います。にもかかわらず、旧町の決算では2,800万円の収入不足、いわゆる赤字が出ていると。これを2,200世帯として、1世帯当たり1万2,700円負担していることになろうかと、このように思います。新町分、これを合わせますと非常に会計がわかりにくいわけなんです、この辺を1年分の決算となるとどのようになるのか、お伺いをいたします。

それから農林課長に、リフレ加悦の里、これは農林課が所管になっているということなんです、会員券みたいな形をとっておられるのかどうか、確認をしたいと思います。

委員長（赤松孝一） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えさせていただきます。

会員券の件でございます。会員券でございますが、初めに2種類でございますけども、ご承知のとおり、平成6年からこのクアハウスオープンということございまして、そのときどきによっていろんなメニューを、この会員券であっても作成をしておる経過がございます。大きく言いますと、年は別といたしまして、現在あるものを申し上げますと、個人1年会員券、大人と中人といたしますが、それから子どもという分け方をしておりますが、ちなみに、大人で申し上げますと、個人1年会員券が6万円ということでございますし、それから現在つくっておる中では、特別1年間券、それから特別半年間会員券というのがございまして、特別1年間会員で4万円、特別半年会員で2万3,000円というものが、半年を通してやっております会員券がございます。特別会員券というのは、平日のみ利用という格好になります。それから、普通の会員券はいつでも入れるということございまして、さらには1カ月券というものも16年度からメニューとして作成しております、ちなみに大人で6,500円1カ月で入れると。自由に入っていたというメニューが16年から作成されております。したがって、メニューとしましてはそういう種類のメニューでやっております。

それから、過去5年でございますけれども、過去5年を見ますと、大体、13年の例を申し上げますと、岩滝で町内という呼び方をいたしますと、町内が27%、そして町外が73%で区分されている、町内、町外です。当初、平成6年のとき、やはり町内の方も、クアハウスができたということで44%、町外が56%ということで、大体同じような推移だったわけですが、

そういう形の中で外の方がふえてきたという状況になってきております。ちなみに、17年度を見ますと、17年度の中でも町内の岩滝町、それから与謝3町、宮津抜きですが、そのあたりを調べてみますと、岩滝町内が17年度においては30%、それから与謝3町で19%、それから宮津市内が43%ございます。その他8%が舞鶴だとか京丹後市のメンバーが入っておられるということでございまして、会員さんにつきましてはそういう分析をしているところでございます。

会員権の関係とそれから決算的な関係なんですけど、私の手元に年度通しました決算書があるんですけども、もう少しみ砕いて見させていただいて答弁させていただいた方がいいかと思しますので、一応、農林課長の方にさきに。その間、もうちょっと中身を見せていただくということで、よろしくをお願いします。

委員長（赤松孝一） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） リフレに関していえば、会員券制度を月間あるいは年間の会員券制度を持ったことではないというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 有吉委員。

委員（有吉 正） ちょっと町長に伺いますが、平成18年度には与謝野町の全世帯にクアハウスの券が6枚配られたと。全世帯に配られたと、このように思っています。クアハウスもリフレの里も、どちらも町の管理施設、これは間違いのないわけ、目的もほぼ同じであろうと、このように思うわけです。そこで18年度は入浴券の予算が1,000万円あったと、このように思います。私は前の議会でも言いましたが、やはりクアハウスの券をリフレの里でも指定管理者受けられたわけですね、会社が。早く共通券としていただいた方が住民のためにもなり、そしてその会社のためにもなろうと、このように思っておりますが、住民もこの6枚の券をもう皆使われた方もあるかもわかりません。しかし、全然使っていない方もあるかもわかりません。それぞれ両方の施設に行けるようにした方が、より効果的であろうと、私は常々考えておるわけですが、このようにしていただけないものか、まずこれをお聞きします。

また、多くの議員から意見がありましたが、この決算でも非常にクアハウスの決算はわかりにくいわけでありまして。リフレの里同様に、指定管理者制度にのせるように十二分に検討していただきたいと、町長のお考えをお尋ねいたします。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） どちらも町の建物であることは間違いありませんし、今後については、前回にもお答えしましたように、今すぐというわけにはいきませんが、新年度の中でそういった検討もできればと思っておりますし、形をどういう形にするのかという点については、それらも含めて検討がしたいというふうに思っております。

それと今回、指定管理者にもってリフレの方はいたしました。直営という形でクアハウスは進めてまいります。やはり別に同じにしなくても、やはりそれぞれの今までの成り立ち等もございまして、慎重にそれは考えていくべきではないかというふうに考えております。

委員長（赤松孝一） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

回数券の件でございますが、私どもの方で最終的に収入としてあれさせていただいております。17年度決算額は273万1,000円を計上させていただきます。利用率が大体64%という

ふうに岩滝のときに申し上げたと思いますが、その額で確定をさせていただいております。

それから、決算関係でございますが、2,800万円余りの赤字が出ているわけでございますけれども、この数字につきましては、クアハウスの経営コンサルタント等々入れておられるわけでございますけれども、やはり基本的なところの部分としましては、人件費の部分がかなりウエートを占めているということでございますけれども、人件費の中でも、どうしてもクアという看板を揚げていく中では、そういうトレーナー等の設置等が必要になってくるということで、だれでも職員の交流でそこにその職員を持っていくというような状況が簡単にできないという部分もございまして、また彼らたちも、年々、年がつかますと人件費の額もふえてくるということでございまして、担い手といいますが、次の候補を確保するにいたしましても、新たな人件費が発生するという状況でございますので、そのクアという部分で今後どういうふうに分析をしていくかということになりますと、やはり大きな人件費的な足かせ手かせがあるだろうというふうに考えておりますので、あとの部分でどういうふうにカットしていくかということになりますと、ほかの若い職員の交流によって人件費の削減はできるというふうに思いますし、それが必ずできるかということになりますと、またクアハウスに勤務した職員というようなことも過去にあるようでございまして、そのあたりも十分検討しながら、この経費節減という部分につきましては、要因的にはその部分が非常に多い。もちろん、今後は先ほどご指摘いただきました会員の確保、これについては非常に大きなウエートを占めてるというふうに思いますし、逆に、回数券の発行ということよりも、会員の確保が今後のクアハウスにとっては大きな財源になるというふうに思っております。今の状態であろうと、指定管理者であろうと、施設であろうと、やはり会員の確保をどうしていくかというところで非常に今、議論をしているところでありまして、12月に向けて一応、きょうまで会員であった方にもう一度リターンをしていただくという格好で、一定の文書をつくって案内をするという準備もしておりますし、それから新たな会員さんの確保ということで今からお願いに行く準備をしております。ぜひともその分につきましては、議会の皆さんにつきましてもぜひとも入会いただきまして、ご協力をお願いしたいというふうに思っています。そういうところで頑張っていきたいというふうに思います。

委員長(赤松孝一) 有吉委員。

委員(有吉 正) 直営と、指定管理者と経営形態が変わっておるとい町長が言われる経過の違い、これはわかるわけですが、私は余りにもアンバランスであろうと、このように考えております。太田課長が言われるように、職員が一生懸命になって会員確保、岩滝の議員さん、当然入っておられるだろうと思うんですけども、そういった中で大変、これあたりも非常にアンバランスがあるなという私は気がするわけですね。ただ、この問題はこれ以上、申しませんが、ひとつよろしくお願いをいたします。

クアハウスだけ無料入湯券を出すんじゃないしに、やはり共通券というのか、ただ両方に来年出したら大変な財源要りますし、ことしがおかしなことにもなりますので、ひとつよろしく考えていただきたい。このように思います。

そしたら、ちょっと質問を変えて山崎農林課長に質問いたします。

旧3町とも有害獣対策費があります。せんだっての議会で伊藤議員は、このままでは地域は崩壊すると、このような意見を述べておられました。私もまさしく同様に思います。それだけ厳し

い状況にあるというふうに思います。議会の課長の答弁は、NHKの番組で有効な対策が見つからないとNHKで言っていたと答弁されておられます。防除網から電気柵、今は2メートルぐらいの金網を設置せなったら防げないと、こういった事態になっております。今度、補助金を出すにしろ、大変な経費がかかると。

私は、古来より人と犬との関係を考えますと、犬が獣から里を守っていたと、このように考えております。昭和48年、動物の愛護及び管理に関する法律が議員立法で制定をされております。全国一律、都会から田舎まで法にくぐられ、犬の放し飼いが許されなくなったわけです。里を守る犬を訓練できないか、そんなことで昨日、加悦奥の犬の訓練士さんと1時間ばかり話す機会をとることができました。今は金沢に住んでおられ、そういった学校の要職についておられるようです。全国でも初めての試みであろうとも言っておられましたし、興味深く聞いていただけたと思っております。訓練は可能であるとおっしゃっておられましたが、法的なハードル、いろんなハードルを超えなければいけません。行政の理解、協力も必要です。まずは犬の先生を交えての勉強会がスタートかなと、このようにも考えております。農林課長にこの点について、今の現況を踏まえて、ご意見、お考えをお伺いしたいと思います。

また、この法律の所管は保健課長の所管であるんでなかろうかと。これは狂犬病でもそうですのでね、犬の管理の法律です。動物愛護と管理の法律、違いますか。担当課長、よろしくお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

有害鳥獣については、被害が全国的にあるということで、なかなか一つの保護対策といいますが、一つの対策でいわゆる鳥獣がすべてとまるような対策がなかなかかなりにくいということがあります。それで、NHKの番組でも、山すそが荒れたり山すその下の農地が荒廃農地になると。そこがイノシシ等、けもののお巣になるから、そこをきれいにして山すそを刈ったり、一番上部の田んぼが荒れないように草刈りしたりすると、なかなかイノシシ、クマ等が里山におりにくなるんだということをやっておられる。滋賀県がやっておられるんですけども、そういうことを考えてみたり、あるいは今、有吉議員が言われるように、犬の件も長野県が何かでやっておりました。その辺については、クマを一回捕獲して、そのクマと犬とを対比させて犬を訓練していくという、長い期間かかるような犬の訓練をされて、それで里山に出たクマを追っかけるようなクマを訓練しとるといような報道がありました。そのことも含めて、いろんなパターンで今後は今の電気柵よりもっと踏み込んだ形で対策を考えていかないと、なかなかしんどい部分がある。それにどう支援していくか、電気柵についても最終的には個人で、いわゆる農家負担金が要るということでもありますから、お金がどんどんかかっていっても、負担金に耐えてでも、そういう新たな防護策を導入するかどうか、それから高くなる負担金についてどう整理していくかということも含めて、研究はしていかならんというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼します。訂正をお願いしたいと思います。

先ほど230万円というような数字を申し上げましたけれども、クアハウスにかかります入館料のさらに国保、社保の関係でございますが、ざっと計算してみますと491万8,000円、

全体的に回数券もすべて含めて、いろんな使い方をされてますので、その金額で決算を打たせていただきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 有吉委員。

委員（有吉 正） 例えば、その管理、動物の管理を基本的に鎖はつなげな、リードせなあかんわけですね、外出のときは。それから、狂犬病の注射も打たなあかん。それはどなたかが管轄ですか。

委員長（赤松孝一） 藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） それはお答えをさせていただきます。

そういった法律があるというのは承知をしておりますけども、中身につきましては、よく理解できておりませんので、また勉強をさせていただきますして、また農林課とも調整しながら検討したいというように考えております。

委員長（赤松孝一） 有吉委員。

委員（有吉 正） 最後に、町長に質問いたします。

6月議会の一般質問で府営住宅等集合住宅の建設についてさせていただきました。与謝野町のホームページでは、京都府への要望事項の中に集合住宅、府営住宅の要望は入っていなかったと、このように思います。ぜひ来年度からぜひ要望していただきたい、このように考えます。

堀口助役は、府の要職におられた方で、今、与謝野町の助役をしていただいております。建設は難しいですが、一つよろしく願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 府へ要望にまいりましたときには、その件についても要望しております。

追加で、今ちょっと確かめましたが、明石の府営住宅の続きですね、2棟目を続きに建設していただくように段取りができてるということでございます。

委員（有吉 正） 終わります。

委員長（赤松孝一） ほかにありますか。小林委員。

委員（小林庸夫） 企画財政課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

一般会計、特別会計の起債調書という形で、非常に詳しく各項目にデータが載せていただいておりまして、非常によくわかるんですが、アバウトでいいんですが、大体金利としてどのぐらいのもんが年間お支払いの中にも含むのかなと思ったりしますけど、それは私の考え方は違いますか。金利、利息。金利はいろいろとありますね、パーセント。全体で、町でどのぐらいの金利の金額なのかなと思ったりして。借金じゃない、利息。アバウトでよろしいです、大体の検討でよろしいです。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 要するに、年間の利息の支払いが幾らになるかということだというふうに思うんですが、申しわけございませんけれども、与謝野町の1カ月決算は3月に返す元金と利子の分しか出ておりません。それから、4月から2月までの11カ月ですね、それは大体9月、3月が多いんですけども、9月に払う利息につきましては出ておりません。それトータルしたものを出示しておりませんので、まことに申しわけございませんが、ちょっとお答えすることはできません。申しわけございません。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） ……な質問をして申しわけないです。私はずっと見させていただいて、いわゆる中には、どうしてもその当時その当時の金利ですから、やむを得ないことかと思っておるんですが、例えば5%以上のもうかなり残金があるようでございますので、そういったのが、いわゆる繰上償還とか、例えば一般金融機関から借り入れされて一括返済というような形にされたら、言うなれば金利分がかなり浮くんちゃうかという思いでちょっと質問させてもらったんですけども、そういう制度が政府に対してできないのかできるのか、いわゆる都市銀行なんかでも、公的支援、注入されたのを全部前倒しで、利益の出た分で返しておられますし、国もお金がないということですので、さきに返済にするのはいいんじゃないか思っとるんですけど、非常に高金利のままずっと押していかれる。まだまだ、見てますと、平成33年、34年時分まで、例えば4%以上にしますと、かなりまだまだ10年以上ありますし、そのまま、できたら全部とは申しませんけども、いわゆるできる範囲でそういう高金利というのが一括返済、地元金融機関からお借りしてですね、そういう形のことができれば、金利分でもかなりの金額が浮くんちゃうかなと私なりに思って、ちょっと質問させてもらっとるんですけども。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 小林議員さんご指摘の関係でございますけれども、確かに現在でも7%を超えるような金利でお借りしておるのがございます。しかし、それらはほとんどが政府資金と言いまして、国の機関からお金を借りたもんでございます。国の方に繰上償還の申し込みをいたしましてもなかなか認めていただけないということが実情でございます。

それから、市中銀行でお借りしましたやつにつきましては繰上償還が可能でございますけれども、ただ繰上償還をするために低利の借金をするというこれは制度上、許されておられません。例外的なこともあるんですけども、地方の地方債といいますのは、いわゆる民間で言います設備資金しか充当できないと。設備資金といいますかね、いわゆる運転資金、そういったものに起債を起こすことはできないとなっておりますので、ちょっと今のところは無理かなというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 民間の思いで申し上げたことが、どうも行政の方にはそういうことが通じないということのようございまして、なかなか難しいもんだなと思っております。

それでは次に、ちょっと商工課長にお尋ねするんですが、これは私の今の町の仕組みのことについての知識不足かもわかりませんが、いわゆる中高年、若い人も含めてですけども、の方々のいわゆる一つの仕事を転換しようとか、何とかいう場合に、やっぱり専門的な知識の勉強もある程度、一定期間した上でないとなかなか専門的なことなり、そういう資格なりということも持たないことには次の仕事いうても難しいかと思っとるんですけども、そういった面のフォローというようなことはあるんでしょうか。個人的な、例えばそういった資格をとるための授業料の何%かのフォローだとか、そのような形であればと思っちょっとお尋ねするんですが。

委員長（赤松孝一） 商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

皆さんにお配りしておりますが、毎回申し上げておりますように、黄色いチラシに全部、商工観光関連の補助金なり制度融資をすべて網羅しておるんですけども、今の質問の中で中高年とい

うような形での事業拡大、それから事業転換、それから研修補助等のメニューがあるんですけど、中高年という形のものではございません。一定町内で事業を営む者、さらには事業を行いたい者というものがございまして、制度融資につきましては事業拡大等々につきましては、既に事業をやっておられる方に対する安定化に係る支援でございますので、今のご質問の中で新たな事業を起こしていく……。

委員（小林庸夫） 専門的な資格をとるといふ……。

商工観光課長（太田 明） 資格をとる事業研修補助金というのがございます。それにつきましては、それぞれヒアリングをしまして、中身を聞かせていただくわけですが、事業拡大、例えばAという事業をされておられましても、全く違う事業を展開したいという方につきましても、研修事業という形で、資格をとりにいかれる事業について一定の補助をしていくということで、内容を見てみるとわかりませんが、例えば研修費に対する2分の1、それからそれに伴います旅費等についても2分の1、30万円以内というような金額の中で整理をするというメニューは持っておりますので、今のところ、そこで研修的な、補助的なものについては今からやっていくという形で支援していくというものをメニューとして持っております。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） すみません、先ほど小林議員さんのご質問で、利息だけで幾らになるかというお話でございました。アバウトでいいということでございましたので、アバウトで答えさせていただきますが、この資料の39ページをお開きいただきたいと思います。

39ページの中ほどに平成17年度元利償還額という欄がございます。その真ん中の欄、利子でございます。その一番下が1,000円単位でございますので、2億3,135万3,000円、一般会計ということでございます。特別会計も合わせますと、特別会計の借金は一般会計の借金よりも若干多うございますので、2億3,000万円の倍以上、4億七、八千万円にはアバウトな数字としてなるんじゃないかというように考えております。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 分析によると詳しく、私も見落としもありまして、すみませんでした。ずっときょうまでのこういった決算委員会におきまして、いろいろと滞納であるとか、いろいろと難しい問題があるわけですが、とりあえず町民の皆さんがとにかく健康でなければ、まず基本的に健康でなければ、まず健康の面の予防的なことも努力していただきたいですし、それから次は経済的に足元がふらついとりますと、未納とかそういういろんなアクシデントも生じてきますし、どなたかも今おっしゃっておられましたけども、非常に都会と田舎との格差がどうしようもないほどついてきております。そういう中で、どうして、お金の要るこの世の中にそれぞれが自立の力をつけていくかという大きな課題があると思っております。そういった面で、ぜひ行政の方でもできるだけフォローを考えてあげてほしいと。いわゆるグループでなかったらあかんということが以前はそういうことを聞いたんですけども、最近はグループ言うても、やっぱり心の曰くのある、こうしたいという人にフォローの金を打ってあげていただきたいと、こういうようお願いいたしまして、質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ここで15分間休憩いたします。

3時45分までです。

(休憩 午後 3時28分)

(再開 午後 3時45分)

委員長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございますか。畠山委員。

委員(畠山伸枝) 畠山です。2点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、高齢者負担の問題で、どこで聞こうかと考えていたんですけど、とりあえず歳入の町民税関連ということでお尋ねしたいと思います。

ご承知のとおり、今年度から年金暮らしの高齢者の税金が大幅に上がりました。税制改正によって老齢者控除の廃止や公的年金控除の見直しなどによりまして、年金は変わらないのですが、どちらかというと下がってるわけですけれども、所得が大幅にふえたことになってしまいました。その結果、住民税非課税だった人が課税され、そして京都府でいただいている65歳以上の1割になる福祉医療っていうのがあるわけですけれども、それから外れて、1割から3割になった人も大勢出てきておられます。国保税や介護保険料も当然値上がりとなりまして、多くの高齢者が増税となりました。夫婦2人の暮らしで住民税が9倍に上がったという例も出てきております。本当にひどい話です。

少しでも税負担が軽くなる方法がないかということで調べたんですけども、私も調べるまでちょっと不勉強で知らなかったのですけれども、お家に介護認定を受けた方がおられる場合、その方の世話をしている家庭については障がい者控除が受けられるというものです。つまりお世話が掛かるという点では、障がい者に準じるということのようですが、これは余り広く知られていないのではないかと思います。まずどのように対応しておられて、何割くらいの方がこの制度の適用を受けておられるのか、それをまず最初にお尋ねしたいと思います。

委員長(赤松孝一) 和田税務課長。

税務課長(和田茂雄) ただいまの老年者の所得税とか地方税法上の障がい者控除の取り扱いについてのご質問にお答えいたしたいと思います。

ご承知のように、介護認定が始まりまして、その辺の絡みとそれから介護保険における介護認定と、それから税法上の障がい者控除との関係につきましては、介護認定の認定基準と税法上の障がい者控除の認定基準とが異なっておりますので、一律に介護認定がそのまま障がい者控除になるというものではございませんので、厚生省サイドとそれから国税サイドとの協議等もされておりまして、一定市町村でその辺の基準を検討いたしまして、基本的な方針を定めて、1件1件これは所得税法上、また地方税法上と言う障がい者に該当するかどうかという認定作業を行っていく必要があるということございまして、現在の与謝野町での認定状況でございますけれども、旧加悦町が一部実施されておられるというふう聞いております。与謝野町としては、まだこれからその辺の認定基準等につきまして、介護認定サイド、それからまた国税サイド、税務署等の協議も進めていく中で、方針を定めて、基準を定めて対応すべく検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長(赤松孝一) 畠山委員。

委員(畠山伸枝) 今の答弁ですと、加悦の一部でされてた。与謝野町ではこれからということですが、つい最近、いろんな住民税や国保税、それから介護保険料の知らせが来たのは、払い始めた

のが6月からですので、合併したから高くなったと思ってる人もたくさんいるわけですがけれども、これをもっと使いやすく、利用しやすくする必要があると思うんです。

例えば、介護度3以上とか、そういうふうになれば、当然、介護サービスも利用されていると思うんですね。そうであれば、ヘルパーさんに制度の利用を知らせる案内の文書を配っていただくとか、実際には渡すだけでよいわけですがけれども、その程度のことでしたらヘルパーさんにも協力していただけるのではないかなと思うわけです。希望者には認定書を発行していくということで、これからにしろ、できるだけ早くそういうことをしていただきたいと思います。中には京田辺市なんかでは介護認定書を送付のときに制度案内と一緒に送ると。そして、その中で制度認定してほしい人は申請するというふうな方法をとることを検討しているというようなこともありますので、介護する人は大変です。働きにも行けず、家で介護サービス受けてしていくわけですがけれども、少しでも負担を少なくしていくという方法を一生懸命考えてあげるべきではないかというふうに思うわけですが、そのような検討ですね、これは福祉課長さんとも関係してくるわけですので、十分に相談していただいて、ぜひとも早急にやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

障がい者控除の関係につきましては、国の方から一定の考え方が示されておりまして、特にその中でも65歳以上の高齢者につきましては、障がい者手帳等の交付を受けていなくて、それに類似をするものにつきましては、町の認定によってその控除を受けてもよろしいというような内容になっております。

そこで先ほど税務課長が申し上げましたように、加悦町では一定の基準を設けられまして、それによって町長が認定をするということで、過去に二、三件そういった例があったようでございます。それから、旧野田川町なり岩滝町につきましては、特にそういうことはやっておりませんけれども、ただ常に床に伏して、複雑な介護を要する者というようなものが要介護の要因であったり、ここに該当するであろうというように思っております。これにつきましては、特に旧町の税務課サイドの対応の仕方を聞いておりますと、特にそういった認定がなくても、そういう状況であれば、特別障がい者控除を控除しておるといったようなことも聞いております。

それで当時、税務課サイドで税務署とも協議をいたしましては、税務署の見解としては、要介護何々で一律ということはちょっとまずいというようなことがあったようでございます。したがって、先ほども税務課長が申し上げましたように、そのあたりのことにつきまして、再度、与謝野町として税務署とも協議をして、その控除の扱いについて対応を考えてまいりたいというように考えております。

委員長（赤松孝一） 畠山委員。

委員（畠山伸枝） ただいまの福祉課長のお話ですと、認定がなくても、家は寝たきりがいるということならば、そういう申告ができるということなんですけれども、これやっぱり出すときに遠慮になったり、何かお宅は障がい者控除してもよろしいよというものがないと、とって出しにくいと思うんですね。だから、そこら辺の配慮がないと、遠慮する方が半数以上、私はあると思います。だから、そこら辺の思いやりということが大変重要になってくると思いますんで、介護度

を決めるわけにはいかないということですが、先ほど申しました京田辺のように、介護認定送付のとき、もう送付が済んでの方については、別個にでもそういう案内を一緒に送って、こういう制度がありますよっていうことを広くぜひとも知らせることを考えてほしいということ再度お願いしたいと思うんですけれども、できるだけ早くするお考えは。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、一定税務署との協議が必要であろうというように考えております。そういった部分で整理をしました上で、やはり町の方から、こういう制度があって、それに該当するということについてその方にお知らせをしていくということは必要ではないかなというように考えておりますので、そういった面も含めて検討をしてみたいというように考えております。

委員長（赤松孝一） 畠山委員。

委員（畠山伸枝） どうもありがとうございます。ぜひともそのようにお願いしたいと思います。

続きまして、ちょっと別のことでお尋ねしたいんですけれども、宮津の須津の地域にリハ・ヴィラなぎさという施設があるわけですが、あの施設は病院に入院されて、退院した後にすぐに自宅に帰ったんでは生活が大変難しいということで、家での生活が困難な人のために一定期間リハビリをするということで、できたと思っております。運営費補助金が95ページから97ページにかけて3町分出てるんですけど、全部で943万円ほどになっております。これは多分、入所者の人数に応じての負担だと思うんですけど、今、何人ぐらい入っておられますでしょうか。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まことに申しわけありませんが、今、与謝野町で何人の方がそこに入っておるかということにつきましては、ちょっと人数を把握できておりませんので、申しわけございませんが、お許しをいただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 畠山委員。

委員（畠山伸枝） 聞くところによりますと、3カ月、リハ・ヴィラなぎさに置いてもらえるんだというふうなおっしゃり方をなさる方もいろいろありますので、人数というのが多分その月によって変わっているのかなというふうにも思っているわけです。そこで、このリハビリを本来行う施設ですが、老人ホームに入れられない人の受け皿的な役割を果たしているのかどうかということも大変気になる場所なんですね。というのは、4月の診療報酬改定に伴いまして、リハビリの期間が限定されたということがあります。脳卒中など脳血管疾患の関係ですと180日が最長というふうになっておりまして、4疾患に分けてあるということですが、そうすると、この施設が追われて行き場がなくなるような方がないんじゃないかということをとっても心配しております。その点についてお尋ねをいたします。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

このリハ・ヴィラなぎさ苑につきましては、リハビリをして家庭に帰るというのを基本にした

施設でございます。そういった中にありまして、大体3カ月を一つのめどということにはなっておるようですが、お聞きをしておりますと、1年を超えて入所をされている方もあるようでございます。したがって、そういった意味では、やはり1年以上かかるにしても、一生懸命リハビリをされて家庭の方にお帰りになる、そういったことに努力をされておる。それに対して施設の方も応援をされておるんだろうというように考えております。ただ、行き場のない方の受け皿ということにはなっていないと思うんですが、今言いますように、1年を超えてという方になりますと、そういう部分も若干あるのかなというような思いもしいではございません。

それから、先ほど人数のことをお尋ねになりました。この運営費補助金にかかります943万5,000円に対する与謝野町の人数ということでございますが、これにつきましては一応の第2期介護保険事業計画、平成15年度から17年度、3カ年の計画を立てました。その中にそういった老人保健施設に入所されるであろうという方の人数が各町上がっております。それを基本にいたしまして、その受益割ということで75%、それから平等割25%ということで、その負担金を求められておるものでございます。

それで、最高の運営補助金といたしましては、赤字が2,000万円以上出た場合に、2,000万円を限度として、旧1市4町で運営費の補助をするということで、当初にそういった協定がなされたものでございまして、それに基づきまして、その運営費補助をしておるということでございます。

それで、リハ・ヴィラなぎさ苑も当初は非常によかったんですが、平成15年度ぐらいから整備のときにお借りになった資金の返還が伴うようになりまして、それだけで6,000万円以上、返還が必要になってくるというようなことから赤字に転落をされまして、それに対してそういった補助をいたしておるということでございます。

委員長（赤松孝一） 畠山委員。

委員（畠山伸枝） 大体のことはわかったわけですがけれども、この病院で180日というと、約6カ月になるわけですがけれども、これからは1年以上いられなくなるのではないかとということも危ぶむわけですがけれども、行き場がない医療難民という言葉も今生まれてるわけですがけれども、何とかこの施設を、赤字はなるべく出していだかない方がいいんですけども、存続していただいて、そういう医療難民が1人でも少なくなるように。武田病院などは老人病棟がなくなったということですので、お願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） それでは、与謝野町の一般会計について質問させていただきます。

まず最初に、簡単なことなんですけれども、119、123ページに資源ごみの回収というのが先ほど説明がありました。岩滝町は2万1,000円、1団体だと思んですけども、加悦は2団体で32万6,000円、この辺まで私もよく理解できるんですけども、野田川の1団体43万6,000円というのはすごい回収率だと思んですけども、ちょっとこの辺の説明をお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 藤原課長。

住民環境課長（藤原清隆） それでは、お答えをさせていただきます。

旧野田川町の資源ごみの集団回収団体の補助金43万6,440円で、1件でございますけども、これにつきましては、夢織りの里を考える会、この1団体でございます。具体的な中身につきましては、ちょっと把握できておりません。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員(井田義之) 頑張っていたというふうに理解しておきます。

次に、個別受信機、この間、森本議員が質問されましたけど、個別受信機の予算書がどこに出るとかわかりませんが、個人負担が岩滝の場合と野田川の場合と違うんですね。買うというのは、原価が何ぼだというのは、これは行政の勝手だ。勝手だということもおかしいけれども、性能がどう違うのか、住民が納得するような、私は、負担がやはり野田川町も岩滝町も一緒の負担でないとおかしいんちがうかなと思うんですけども、これについて答弁求めます。

委員長(赤松孝一) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 仰せのとおり、旧野田川町さんでは2分の1の補助でございます、旧岩滝町が3分の2の補助。

委員(井田義之) 2分の1、2分の1で書いてある。

総務課長(大下 修) それは新町になってから2分の1、2分の1と一緒にさせていただきました。それは今、システムが違いますので、その価格といいますが、個別受信機の価格で補助率と一緒にさせていただくということございまして、おっしゃるように、防災行政無線が家庭で聞こえるということについては、岩滝も野田川町も同じでございますけれども、ただ、機械がメーカーによって違うので、値段が違うのはおかしいやないかというふうなことだと思うんですけども、合併当時の話で、2分の1で率と一緒にしようということ設定させていただきましたので、18年度以降については2分の1という補助でさせていただいております、実際に個別受信機を買われるときは、おっしゃられるように値段に差がございます。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員(井田義之) この間、森本議員きばって言うておられましたけど、我々も実際に家におっても全然、無線聞こえんのですね。防災的な能力をそれを享受しようと思うと、個別の受信機を持つとらんと享受できんわけですわ。やはり岩滝の野田川の方は、やっぱり個人負担の値段は一緒にされるべきだというふうに思いますし、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

次に、財産調書を農林課・山崎課長からいただきました。個人のもんやらいろいろとあるのでびっくりしたんですけども、ここで私、お尋ねいたしますのは、与謝小学校、桑飼小学校、加悦小学校、それから学校林がありますね、学校林、この学校林は、本当に学校で管理しとるのかどうかということと、これの契約年限があらうと思うんですけども、契約年限がどうなっておるか。それから、野田川町でも学校林がありました。私も学校林に行っているとしたことがあります。野田川町の学校林はどうなっておるか、岩滝町にはないのか、お願いたします。

委員長(赤松孝一) 山崎農林課長。

農林課長(山崎信之) お答えをしたいと思うんですが、旧町ごとの決算書の中の財産調書の中に出てきた部分だというふうに思っております、現在、3町分のトータル資料を持っておりませんので、後ほど出させていただくような形でよろしくお願いたします。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員（井田義之）3町合併の条件ですべての財産を持ち寄るということで持ち寄ったはずですので、しっかりとした、財産については調査をしていただきたいと。特に、学校林については、教育長に聞いてもいいんですけども、学校林の管理がどうなるとるかということ、これも答弁していただけますか、学校林の管理、教育長。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 不確かな答弁は控えさせていただきます。後ほど調査しましてお答えさせていただきます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 次に、財政に入らせていただきます。経常収支比率ですけれども、先ほど企画財政課長がきばって説明をしていただきました。経常収支比率96%ということでしたけれども、決算の監査委員さん、補足資料の中でいわゆる減税補てん債とか臨時財政対策債を分母に入っている、これが入ってないとすると、103.8%になると。私は逆のことを思って、96%というのは高いけれども、減税補てん債とか財政対策債が入っているから、これはうまいこといけば90近くなるかなという甘い考え方を持ったんです。だけど、96%では余りにも高過ぎるといのは以前にも指摘をさせていただきました。町長の95%目標でも、これでも高過ぎて、赤字再建団体になる確率が高いということも申し上げてきました。

ここで監査委員さんの指摘のとおりこの数字を抜きますと、103.8%にもなるということですが、今後の財政運営にどのようなことを考えてやっていかれようかとされておるのか、お尋ねをいたします。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えしたいと思います。

井田議員さんから過去からご指摘を受けておりまして、現在、与謝野町の経常収支比率が96.0、町長のマニフェストに掲げる目標が95.0、ところが財政の教科書的には70%から80%が適当ということでございますので、目標設定が低くないのかというようなご指摘もいただいております。ただ、昔からの教科書でございまして、70から80という数字は変わっておりません。しかし、そのころから社会経済情勢が非常に変わってきたということが言えるというふうに思います。

まず、経常的に入ってくる一般財源収入でございますが、三位一体の改革等によりまして、いわゆる経常的な一般財源収入に、地方交付税等が年々減額になってきておると。それだけに非常に分母が小さくなってきている。

それから一方、分子の方は経常的に出ていくお金がふえている。例えば、昔、決算統計をやっておりますと、特別会計への繰出金といいますのは臨時扱いでございましたけれどもけれども、しかし、国民健康保険特別会計に義務的に繰り入れなければならぬ繰入金だとか、それから介護保険特別会計に繰り入れしなきゃならない、いわゆるルール面、そういったものが過去はなかったわけですが、そういったものがいわゆる経常的な一般財源支出として扱われてきております。

そういう中で、与謝野町のような規模で経常収支比率を教科書どおりにもっていくということにつきましては非常に困難ですし、不可能だろうというふうに思っております。したがって、

どうしても教科書よりは高い設定になるわけでございますけれども、当面、今96%でございますが、95%に下げようという努力をしていく必要があるだろうと。

ご承知のように、経常的な入ってくる一般財源収入が分母になりますので、やはりこれは税の徴収等も大きな要素になってまいります。いわゆる滞納がない、いわゆる入ってくればそれが分母となるわけでございます。そういったことも歳入の面では一生懸命確保しなきゃならんでしょうし、歳出の面でいきますと、人件費、物件費、交際費、そういったものを今後とも削減して、財政の硬直化を少しでも防ぐ努力が全庁的に必要だということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 6月の予算の審議の中でも、私は財政計画のシミュレーション、やっぱり合併特例債のこともいろいろと言いましたし、そういう中でどこまで合併特例債でも使えるのか、その辺のシミュレーションをやっぱりしっかりと出していただいてということをお願いをしました。当時、財政担当の吉田課長、9月ごろには何とかというような話もあったやに思うんですけども、まだ全然、財政的な計画は立ちませんでしょうか。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 言葉のやりとりの中には誤解も生じることがあるかも知れません。今、9月ごろにということをおっしゃったわけでございますけれども、私が頭にありますのは、行政改革等に基づきます、いわゆる定員の適正化計画だとか、そういったものがまだきっちり決まってないのでなかなか出せないけれども、早い時期に出せるようにしたいというふうに申し上げたというふうに思っております。

一定の試算はいたしておりますが、まだ公表できるというところまでは行っておりません。ただ、ことしの計画が、ことしいわゆる交付税だとかそういったことが持続するという話になってまいりますと、やはり来年当たりから数年間は基金からの投入も必要だというような今のところのシミュレーションになっているということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

議員（井田義之） 一日も早く何とかそういうしっかりとした安定的な財政運営に向かって絵がかいていただきたいなど。その絵に沿って進んでいくということが大事じゃないかなと、町民の方々にもそのことは知っていただくということをしていただきたいと思っておりますし、といいますのは、監査委員さんの指摘の中でも、1日も早く計画的、効率的な新町の行財政の執行がなされますよう強く期待いたしますという指摘もされておられます。ぜひともこのことをよろしく願いいたします。

次に、同じく財源ですけれども、自主財源について、ちょっとこれは私が勉強不足なんで教えていただきたいんですけども、先ほどの同じく吉田課長の説明の中で、平成17年度の自主財源比率が34.3%というので資料いただいております。旧加悦町、岩滝町、野田川町、全部平成16年度低いんですね。ここで自主財源比率が低い町が3町寄って高くなったというのにはどういうあれがあるのか、教えていただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 自主財源比率につきましては、その年度の自主財源の合計額をその年度の歳入の総額で割るということでございますので、その年度年度の予算の、いわゆる大きい、小さい、

これによって変わってくるということでございます。したがって、たまたま17年度につきましては、歳入総額の額ですね、それと自主財源との額、高くなったといえますのは、恐らく繰入金というのがあると思うんです。基金からの繰入金だとかね、財政調整基金から繰り入れてくる。これは自分とこの銭から繰り入れてくるわけですから自主財源です。そういったものが合併の年に非常に多くなったんじゃないかなと、そういう予想をしております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） この数字が余りにも大きいわけだね。2%、3%ならいいんですけども、結構大きな数字になつとるんで、玉手箱があつて出てきたのかなと思ったり、今、基金からのということと言われましたけれども、これも安易な運営については余り芳しくないかなというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、不納欠損についてお尋ねをいたします。

不納欠損の数字につきましては、今年度は、これは私が言いますのは、町税と国保税だけです。先ほどから出ております、いろんなほかのものについてはこの場では触れません。この二つだけなんですけれども、今回は岩滝町が451万円ということです。ところが、岩滝町は去年は85万9,000円と、これの4分の1以下、ほとんど5分の1以下ということなんです。それから、野田川町の場合は、今年度は143万1,000円なんですけれども、去年が626万2,000円、それからその前は930万円、その前の数字を言いますと、もっともっとびっくりするほどの数字になっていくわけなんですけれども、野田川町は15年が930万円、繰り返しますと、16年が426万円、143万円とことし減つとるわけなんですけれども、この減つたりふえたりが余りにもばらつきが多いということで、加悦町の場合にはある程度、バランスがとれているように思いますけれども、余りうれしい数字やないわけなんですけれども、これについてどういう意味なのか、ひとつ説明をお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 町税の不納欠損処分についてでございますけれども、地方税法の15条の7の定めによりまして、滞納する財産がないときとか、それから滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるときとか、納税者の所在及び滞納処分ができる財産がともに不明であるときとか、そういう定めによりまして滞納処分を執行停止いたします。基本的にその執行停止の期間が3年間過ぎたときに不納欠損をいたします。その年によって倒産して財産がないとか、生活保護になられたとか、行方不明、いろいろと事情があるわけですけど、基本的には、不納欠損処分に至る事由の発生については年度によってばらつきがございますので、個々の年度の事情によってこういう増減が出てきているということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 通り一遍の答弁で、私には何か腑に落ちないんですけども、仕方がないのかなという思いもせんではありませんが、滞納繰越額が3億円あるわけなんですけれども、この数字の上では、出納閉鎖の時点では何ぼになっていますか。

委員長（赤松孝一） 和田課長。

税務課長（和田茂雄） 平成17年度の旧町から引き継いだ与謝野町の決算書で、現年度分については5月の出納閉鎖の時点ですし、滞納繰越分については3月末の状況でございますし、それを合わ

せた、18年度に繰り越した滞納繰越額といいますのは、先ほどご説明もさせていただきましたけども、町税が1億3,252万2,756円、それから国民健康保険税が1億6,889万3,317円、合わせて3億141万6,073円というのが滞納繰越額の合計額でございます。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員(井田義之) 滞納整理の努力を聞きたいんですが、その前に17年度で673万4,000円、不納欠損で落とされてます。人数については33名ということで聞いております。1人が20万円、この33人の方で17年度で不納欠損で落とすと。もうあとはその方々、33人のうち何人かが、まだ不納欠損で落とせない数字を抱えておられる部分があるんじゃないかなと思いますけれども、その数字についてはわかりますか。

委員長(赤松孝一) 和田課長。

税務課長(和田茂雄) 17年度で不納欠損した部分については、16年度以前からの滞納分でございます。その後、17年なり18年なりにまた税が発生しておれば、それはまだ未納であれば滞納という形で残っているというふうにご理解いただきたいと思えます。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員(井田義之) 私が懸念しておりますのは、不納欠損で落とされると。そしたら請求書も何も要らんわけですね。我々民間なら請求書出します。違法になることもありますけど、出します。だけど町は出さんと思うんです。そしたら、もうその方々は不納欠損で落とすともうたら、もう終わりだと。次も不納欠損になって落ちることが起きてくるわけですね。そういうあたりをしっかりと把握をしていただいて、不納欠損で落とすにしても、今回、不納欠損で落としますの、あとの分はお願いしますという方法をとるというのも、先ほど企画財政課長が言われた財政の補てんのための一つの手法ではないかなということです。

最後に、どういう格好で今後、滞納整理をされようとされておるのか、お尋ねをいたします。

委員長(赤松孝一) 和田課長。

税務課長(和田茂雄) 今後の町税の滞納処理の基本的なあり方についてのご質問にちょっとお答えいたしたいと思えます。

一般質問で町長の方からもお答えいただいておりますけども、基本的には、納税者一人ひとりの実態を把握しながら、今ちょうど誓約書の提出を求めておまして、誓約書を提出いただいて、計画的に滞納を減らしていただくという取り組みをしていきたいというように思っております。それに応じられないとか、その誓約書に基づいて納付していただけない方については、実態もあるかと思えますけども、法的な…に基づいて財産差し押さえをすとか、その財産差し押さえによっても納税者の方がそういった財産がないような場合には不納欠損すとか、こういう法的な対応もきちっととっていくということをやっていくということで、法的に定めるところによって粛々とやっていくということが基本になるかと思えますけれども、1億円も1円からということもございまして、日々の滞納対策に取り組んでいく必要があるのかなということも申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

委員長(赤松孝一) 井田委員。

委員(井田義之) 終わりますけども、この決算を見たときに、あんまりのん気なことを言うつもりたら困るということを指摘をいたしまして、終わります。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） それでは、お尋ねをしたいというふうに思います。

この間、加悦町の決算のときにお伺いをいたしました。教育使用料です。その件で土田課長から答弁をいただきましたけれども、私、十分そのときに掌握ができませんでしたので、もう一度お尋ねをしたいというふうに思っています。

体育館なりグラウンド、それからテニスコート貸し出しをされておるわけですが、その貸し出し方が旧町では、加悦ではどうだったか、岩滝、野田川ではどうだと、それからそのことが合併によってどういうふうに変ったのかということ、それをこの間の答弁では、再度見直すんだというふうなことがあったように記憶をしておるわけですが、その件についてお答えをしてください。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 旧町では1週間前までの予約というのはございませんでしたので、平日でも、当日についてはふだんどおりで申請をしていただいて、例えばテニスコートであれば、その日に申請をされて、その日に使用ができるということでございます。ただし、土曜日、日曜日については、業務中までに申請をしていただいて、それでかぎをお渡しすると、土日を使用できるというようなことでございます。

それから、前回の決算のときですか、今ありましたように、協議中で、決済を上げている最中でございます。若干その方法についても、できるだけ旧町で使用申請をしていただいた分ですか、そのままに沿うように、不便にならないような形で使用についてもしていきたいなというふうに思っております。今のところ、その…けど、お願いします。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 旧町のときは今答弁があったんですが、新町になってから、いわゆる1週間前までには必ず申し込みをしてくださいと。そして、前納といいますが、料金についても納めてくださいということがあったというふうに思うんですね。それから、1週間を使うまでに切ったというときに、いろんな事情があって使うのをやめましたと、こういうことがあった場合には、その前金というのはもう一切返さないんだと。それから、次に使いたい人があっても、それは使わせないんだということだったと思うんですね。それは間違いはないですか。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 屋外については、雨でできなかった場合については、事前にいただいた使用料についてはお返しをしています。屋内については、1週間前に申し込みいただいた方についてはいただくということで、そこを抑えていただく和使用料をいただいと。キャンセル料いうんですか、そういう形になっております。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 今お伺いしますと、旧町のときはみんなそうではなかったんですね。なかったのに、なぜ合併になってそんな制度をつくったのか不思議で仕方がないですね。何か今まで不都合があったんですか。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 広域化をしまして、旧岩滝町の方では体育館なんかは臨時管理人さんにお願

いをしようということで、かぎの開け閉め等もありますし、できるだけ早目に予約をいただいて、そのかわり3カ月前から予約ができるという形になりますし、旧町では1カ月前というような形になっておりましたので、早くから予約をしていただくということで、事前に申請ができると、使用ができるという形で統一をさせていただいたということでございます。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 旧町のときにいろんな問題があって、この制度では難しいと。新町になってから管理もしにくいし、何か理由があったんならわかりますよ。だけど、3町としてもそうして前金なんかとらないですとやってきたんでしょ。それをなぜ合併によって変えたかわかりませんね。どうも管理する方に都合がええように、管理しやすいように、どうもそっちの方向に走っているようにしか思えませんね。もっともっと町民の方を向いて、使いやすいようにすべきですよ。即刻見直すが当然だと思うんですが、いかがですか。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 町政懇談会の方でもご指摘もありましたし、議会の方でもご指摘がありますので、今、決済いうんですか、調整をさせて、できるだけ今までどおりで使用できるような方向でさせていただきたいと思います。かぎの貸し借り、コイン、それからボタンを押すとか、いろんな操作もあるわけなんですけど、それぞれ旧町違うんですが、それを全部含めて事務局の方で、従来いうんですか、余りご不便をかけないような使用をさせていただくように順次進めておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 検討するより何よりね、そんなことは即刻みなすべきですよ。もう何か大上段に構えるとか、形をつくるとか、何かそういうことに神経を使っておられるような気がして私はならないですね。ぜひこれはもう早急に見直しをしてください。

それからもう一つ、社会体育についてお尋ねいたします。

秋になりましていろんなスポーツシーズン、それから文化祭のシーズンになったわけですが、加悦町もご承知のように、長年ずっと10区対抗と言いまして、区の対抗の駅伝が開催をされてきたわけですけれども、今回で、開催されるならば47回目の大会を迎えるところだったんです。ところが、今回は開催ができないというふうな通知が来たということを私は体育部長さんから聞きました。ここにそのコピーも持っておりますけれども、「準備作業が整わないなど、諸般の事情により、今年度は開催しないことを陸上部会で決定をいたしました。」、こういう通知が体育部長さんのところに来たわけですが、その体育部長さんは何も事情もわからない。これから秋になって駅伝の練習を始めようと、頑張るやろうというふうなやさきにこういう手紙が来て、その中止の原因が何が何だかわからない、こういう状況ではないかなというふうに思うんですが、これは教育委員会が今まではそれなりにかかわっていただいて、その対抗駅伝が続いてきたわけですけれども、今回当然、加悦地域の体協なり陸上部の皆さんとはお話をされたんだろうというふうに思うんですが、そこらあたりの経過についてお教えいただきたいと思うんですが。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 歴代いうんですか、長い歴史のある駅伝大会が中止になったというところで、私どもの方も聞かせていただいております。その経過についても詳しくは陸上競技部の方から私

の方には経過についてはもらっていませんし、先日、別の会議でお出会いをしたときに、陸上部長さんにこの経過について、自治会いうんですか、区の体育部長さんもかかわっておられますし、それから区長さんも、そういう駅伝については大きな力を入れておられました。したがって、やっぱりしっかりこういうことで中止にするんだということを会議をもって説明すべきではないかなということで、私の方は、そういう助言いうんですか、発言をしたということでございます。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 当然それはそうなんでしょうけれども、私が申しあげましたように、今までは教育委員会にお世話になりながら、……のいろんな事業展開をしてきたわけですね。そういった中で、合併しまして体制も変わったということもあるんでしょう。そういった中で教育委員会と陸上部なり加悦地域の体協の皆さんとお話をされたんですかと。その中身がどういう内容だったんですかと、これをお尋ねしてるんです。

委員長（赤松孝一） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 教育委員会とは正式には話し合いはしておりませんが、体育担当して担当者の方が陸上部会の方に出席をしたということで、陸上部会の方がこういうような結論を出されたということで私の方には報告はもらっております。

委員長（赤松孝一） 今田委員。

委員（今田博文） 私が聞き及んでる範囲では、今までみたいなかわり方は教育委員会ではできませんと。もうあなたたちでやってくださいと。極端な言い方をしますと、我々はもう関与しませんから、地域でそのことはやってもらえと、体協でと、こういうことを聞いたから、今まで教育委員会の皆さんにお世話になっているんなことをしてきたのを全部こっちでやれ言われたって、それはできんというふうなことを私は聞いたんですね。それが事実かどうかわかりませんが、私の聞き及んでいる範囲はそうです。そうだったら、どうして私は、今までみたいに全部かわれとは言いません。しかし、できるだけ手助けをして、そういう地域を盛り上げる、そういう力の源になろうとなぜしないんですか。どうも教育委員会から、やめとは言わんですけど、そういうふうなあれがあったんじゃないかなと。わかりませんよ。と思うんですが、そこらあたり、もっと詳しくわかりませんか。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

基本的に、その地域の駅伝、町民運動会とかやってきておられます。それに教育委員会が顔を出させてもらったのは、たまたまその町の体協の事務局の方を預かってたというのが、これが組織上の姿でございます。したがって、その地域の体協、競技団体が主催する場合に、事務局員として手伝いをさせてもらったと、これが従来の3町の姿だと思います。したがって、今度合併しまして大きくなったことも事実ですけど、それぞれの旧町で体協さん等が主催してありました事業につきましては、体協さんの方がやはり中心になってやっていただきたい。その中でお手伝いできる点はさせていただくという点があります。

例えば、文化祭、今度始まりますけれど、これも文化協会あるいはまた町と共催しとるという場合がほとんどでございますけれど、ことしの文化祭になりますと、やはり文化協会は統一されておりますんで、旧町単位に支部を持っております。それで、その支部が中心になって文化祭が

行われます。そのときに、やはりまだ急にはできないので、例えばちょっと会場使用の、特にステージに関しましては、まだなれてないんでアドバイスがもらえんか、手伝いがしていただけませんかというのはやはりその支部の方からが中心になってお願いしてる例もあります。したがいまして、それら教育委員会、それまでも知らんとはとても申せませんし、そのような形で手伝わせていただくと。したがいまして、加悦町の駅伝の場合は、当然、加悦町の今までの駅伝で主催してた団体の方が、これはまず音頭をとっていただかなければ、我々としては加悦の事務局を預かっておりませんので、あくまでもそちら中心でやっていただきたいと。これは野田川町の場合でも同じでございます、旧野田川町の場合も。野田川町の町内1周駅伝につきましても、旧体協さんの方がどうしたらいいだろうかということを検討されております。旧町でしたら同じように体協の事務局が野田川町教育委員会がありましたんで、その担当者を中心にして手伝いをさせてもらってきた点は加悦町と同じでございます。

以上です。

委員長(赤松孝一) 今田委員。

委員(今田博文) 組織も変わり、体制も大きくなって、新しい与謝野町の体協という、会長さんがおりますけど、新たな組織も生まれ、そして今まで旧町単位の組織ですね、加悦でしたら加悦地域の体育協会というのがあるわけですし、それをすべて今までどおりかかわれというの、それはなかなか難しい部分もあるだろうというふうに思うんですが、しかし基本的に、合併によって職員がバサッと減ったわけじゃないですね。リストラされたわけじゃないんです。今までの教育委員会の職員さんというのは、加悦庁舎にほとんどおられるわけですね。スタッフの人数というのはそろってるわけです。今までできたことがなぜできないのかなという、これは町民の疑問だというふうに私は思うんですね。今回、こういう決定がなされたわけですが、どこがどういう原因でされたかわかりませんが、町長もおっしゃっておりますように、住民と協働のまちづくりをしたいと、町民が主役だというふうな発言もされております中で、こういうことがたび重なりますと、町民との間にすき間風が吹いてくると。協働のまちづくりというのが、そう簡単にはできないような状況というのが生まれてはきはしないかというふうな心配を私はしておるわけですが、町長、今の体育館やグラウンドの使用の関係や、それから区対抗の駅伝のことや、そのほかにもありますけれども、そういった町民との接点というのがだんだん遠くなっていく中で、協働のまちづくりというのはできるとお考えでしょうか。

委員長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) グラウンドの使用だとか、そういうことにつきましては、これは事務的な話の中である程度、解決、整理がしていくことはできるというふうに思うんですけども、体協の駅伝等のお話ですけども、やはり教育協会そのものが本来、自主的に自分たちの運動、体育を通じていろんな種類の体育を通じてやっていこうということでございますので、確かに協働ということはこれは大切ですけども、自分たちのそうした組織は自分たちで運営していくんだということがまずなければ、それは成り立たない話であって、だから全く、先ほど教育長が申しましたように、バサッと切るとそういう意味ではなしに、やはりご指導だとか、あるいは協力の部分でも何から何までということではないにしても、どういうふうにやればうまく運営がしていけるかというふうなことのお互いに知恵を出すというところでは必要かと思っておりますけれども、まず自分たちがや

るのか、やらないのか、やるのであれば、時間をかけてどういう形でやっていこうかということをご自分たちが主役なんですから、そこは間違えないようにやはり今後のいろんなこともいろいろと出てくるでしょうけども、それぞれの組織でそれは真剣に考えていただけたらというふうに思います。

確かに、まちが大きくなって職員が余っているんじゃないかということですけども、やはりそれだけ対応していかなければならないいろいろな、教育委員会なら教育委員会の一つのまとまりの中でやっていかなければならないことがいろいろとふえております。そうした意味で、今後、職員の数も減っていくでしょうし、そうする中でやはり協働というそうしたことは確かに全く我々の組織とは関係ないんだと。教育委員会とは関係ないんだということではない。やはり窓口としては、教育委員会はその仕事をさせていただくということになろうかと思えますけれども、具体的に自分たちの組織をどう運営していくんだ、どういう形で今後どういうものを取り組んでいくんだというようなことは、やはりその組織組織で真剣に考えていただかなければ、それは自分たちのできることの大きな中身だと思いますので、公のできること、やはり地元の一人ひとりができること、それができないのであれば組織をつくって、体協なら体協というような形の中でどうしていけばいいかということをお互いに知恵を出さなきゃ無理ではないかというふうに思います。

委員長（赤松孝一） ここで申し上げます。

本日の会議は議事の都合により、午後5時以降も会議を続行します。

ここで暫時休憩いたします。

5時5分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時53分）

（再開 午後 5時05分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

野村委員。

委員（野村正八） それではまず、学童保育について福祉課長に質問します。

17年度で途中から与謝が始まって、加悦で2カ所、野田川では5カ所、岩滝については学童保育でなくて児童館でという体制になっています。17年度の状況、特に開設日数の状況についてお聞きをします。

それから、財源としては国の制度で入ってくるわけですが、言えば、半額でもはるかに満たない状況だろうと思っています。1,700万円に対して700万円ですかね。これは加悦も野田川も運営の仕方は直営と委託で違うんですが、収入の方は同じ制度で同じ基準で入ってきているのか、その辺も含めてお聞きします。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まずは開設日数の関係ですが、ちょっと確かな日数は覚えておりませんが、年間281日以上、これが一つの基準であったというように思っております。それでいずれもこの7カ所の学童保育につきましては、それをクリアしておるということでございます。

それから、この財源の関係でございますけれども、登録者が10名以上、20名以上、それが

ら30名以上でしたか、そういうふうに基準額が区分をされておりまして、その基準額によりましてその3分の2が補助金ということになって入ってくるようになっております。したがって、その基準額が町の必要とする費用よりも低いために町の持ち出しがふえるというものでございます。

それからまた、直営とそれから委託とのによって府の補助金に特に変わりがあるというものはございません。委託であっても直営であっても、先ほど申し上げました基準によりまして補助金交付がされるというものでございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 9月補正でことしも夏休みは非常に多くて、加悦では分けてされた。市場では場所、小学校を含めて2カ所でされたということがあります。そういう状況で、学童保育っていうのは、女性が働くためには本当に必要な、大切な事業ですが、国の方では18年度から大きく変わるというふうに聞いています。学童保育の方も全国2万カ所、そして放課後子ども教室の方も全国2万カ所、簡単にいえば、すべての小学校区で学童保育と放課後子ども教室と両方設置するという予算要望を文部科学省と厚生労働省と別々に出すという状況になっています。これらも受けて、来年度、国がそうするからすべてしたらいいということではなくて、やはりその地域の実情、要望に基づいてということが当然基本だろうと思いますが、こういう状況もありますので、来年度に向けて、現状からさらによりよい方向に改善していくという取り組みが可能になっているんじゃないかと思うんですが、その考えと、それから基準日数についても、今言われた281日から250日に縮小して、これを超えた分は加算という、言わば今までよりたくさんもらえるかなという最近の国にしては珍しいなということで期待もしているんですが、この辺も含めて、さらには所管が教育委員会にかわるということも聞いていますが、今後のお考えについてお聞きします。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられましたように、平成18年度からこの学童保育のあり方について文部科学省とそれから厚生労働省の間で検討がなされ、その内容が変わってくるというようなことは新聞報道等で知っておるという内容でございます。ところが、京都府の方からまだ具体的にこの内容について説明があるというような状況にはなっておりませんので、平成18年度からは一応、国の方としてはそういう考え方があるということでございますが、それを受けてこの与謝野町でどのような対応をしていくのかということにつきましては、京都府のそういった内容等をお聞かせいただいた上で、できる対応を考えていきたいなというように考えております。

ただ、私ども福祉課でこの学童保育を取り組んでまいりましたが、保育と名前がつくために学童も福祉課で対応ということがあったんだろうというように思っております。先ほど議員さんおっしゃいましたように、特に夏休みの期間につきましては非常に子どもの数がふえたということございまして、桑飼にも民家をお借りして、急遽、学童保育を開設をしたというような状況もでございます。そういったことを考えてみますと、むしろ学校の方で教室あるいはグラウンド、体育館、そういったものを利用してこの学童保育を展開していただく方が、そういった部分では私どもがいろいろと夏休み期間中の児童数の増加について苦労した部分が解消されるんじゃないかなというようなことで、福祉課といたしましては非常に期待を持っておるという部分もござい

ますが、先ほども申し上げましたように、具体的な内容につきましては、まだ何も指示がなされておられませんので、これから教育委員会とも十分調整を図っていきたいというように考えております。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 学童保育は低学年ということになってますし、それと先ほど言いましたように、別にすべての子どもを対象にした放課後子ども教室、これが文部科学省の方でということになっています。そういうことも踏まえて、ぜひ頑張ってください。期待されました教育委員会の方で、もしお考えがありましたら、お聞きをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

私も先ほどの福祉課長と同様でございます。情報としては、報道あるいは官庁の関係用の速報等で通知しておるわけでございますけども、おっしゃるとおり、両方から同じ予算を国の方は要求してますね、文部科学省とそれから厚生労働省と。そして、あれは一本化するということに読ませていただいとるわけでございます。その一つは、学校もかかわっていくということについては、私自身は基本的には当然、学校の教育活動の領域でございます。生徒指導という範疇に入ってくると思うんですね、放課後の子どもの生活でございますから。だからそれに対して学校の方が、これは家庭のことだ、地域のことだということには全く言い切ることはできないと、そのように私自身は考えております。

ただ、この放課後の子どもクラブというものにつきましては、一ついろいろな背景があって出てきておると思うんですね。一つは当然、いわゆる学童保育そのものの背景がございますし、それからもう一つは、やはりよく言われてます格差の是正の話でございます。いわゆる塾に行ける子と行けない子と。つまり学力問題にかかわっていることでございます。

それと、もう一つは、団塊の世代の退職後を当てにしているところがあるわけですね。団塊の世代の教員が大量に退職していきます。その人たちの好意に期待しているところがあると、そういうふうに思っております。したがって、先ほど福祉課長が、教育委員会が今度は所管するということに対しては期待しているというふうにおっしゃいましたけど、心情的にはよくわかるわけでございますけれど、私どもは疎遠にするわけございませんけど、あくまでこれはタックでいかなん話になろうかと、そういうふうに思っているわけでございます。いずれにしても、まだ詳細がわかりませんので、それからまた、それなりに聞こえはいいんですけど、いろいろな問題をはらんでいるんじゃないかと、そのように思って、今後の動向あるいは内容の事業の詳細の説明等を待っているところでございます。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 仲よく力を合わせて頑張ってくださいというふうに思います。

次に、吉田課長にシステム関係について質問します。

合併して財政効果っていうのは、特別職の給与などたくさんあるんだと思うんですが、システム関係も大きな効果があるのではないかとこのように推察をします。近年、特に機器よりもソフトに非常に予算が要するという状況がありますが、いわゆるソフトは合併すれば一つで済むのでは

ないかというふうなこともありますし、例えば議会事務局の議事録検索システムとかいうことも要らんでしょうし、そういう点があると思うんですが、一方でデジタル疎水は一つになったのかといえば、そうでもないようなこともお聞きしました。この分野で合併効果というのはどのようになっているのか、先ほど伊藤議員にちょっと言われましたが、もう少し広い範囲でどのぐらい効果があったのかお聞きします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えしたいと思います。

先ほど伊藤議員のご質問に対しまして、基幹業務にかかわるというようなことで、約311万4,000円程度の節減効果があったということをご報告申し上げました。そのほかまだ合併の当初の予算ということで、定かに計算はまだできておりませんが、これ以上の節減額になるだろうということは思っております。ただ、額的に今、幾らということにつきましては、一応、来年度決算を見てご報告申し上げれたらというように思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 先ほど指摘しましたように、本来あるだろうと思えるけども、まだそこまで行っていない分野もあるように思います。それらがどういうところにあって、今後さらにそれらをしっかりと財政効果を上げていく、そこがやっぱり行政改革でも大事ではないかなというふうに思っています。先ほど言われた金額で言っても、3分の1には遠く及ばなくて4分の3にしかなくなってないわけですね。これは先ほど私が期待した目線からいえば、課長は効果と言われますが、そこまでの効果にまだなっていないんじゃないかと。もっと効果があってもおかしくないんじゃないかと思えるんですが、その辺も含めて、ぜひ今後お願いしたいと思います。

そこで具体的な質問を1点だけしておきます。

先ほどもありましたが、この住基ネットの機器の借上料ですね。先ほどは委託料の質問をされました。これについては、岩滝町が413万5,000円で、ほか30万円前後と、非常に少ないんですね、機器の借上料が。これは年間の資料だと思うんですが、なぜこんだけ違うのかお聞きします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

住基ネットの機器借上料が旧岩滝町分が高額な理由といたしましては、機器借上料につきましては、機器のほか住基ネットワークシステムの導入作業費、既存住基ポリスフォーのシステム改修費用と導入にかかわるすべての経費を含んだ賃貸借契約となっているということでございます。旧加悦町、旧野田川町分の賃貸借契約につきましては、機器のみの賃貸借契約であるため、費用の差が大きくなっているということでございます。

そこで、もう一つ補足といたしましては、機器構成におきましては、旧加悦、野田川町のTRY-X、これはNEC製でございます。旧岩滝町のポリスフォー、これは富士通製に違いがあるということでございます。旧岩滝町の富士通製の構成は、1台サーバー機器が多くなる構成でございまして、そのために機器購入費、保守料とも台数が多い関係上、費用が高くなっているということのようでございます。そのメリットといたしましては、既存住基システムに不具合が生

じた場合においても、住基ネットシステムは動作が可能になると、このような理由によりまして高額であるということのようでございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 先ほど答弁でもありましたように、住基ネットにかなりの今後も予算を使う機種選定ですし、状況にもなっていますが、この住基ネット自身が本当に危うい。これは使うべきでないという声は広がっているわけですね。実際、ほとんど今使われてないと。反対に使われていないことが幸いだというシステムです。これはできるだけ保守管理含めて、残りここに予算をつぎ込むのはどうかというふうに思うわけですが、この住基ネットの今後の使用についてのお考えをお聞きます。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えを申し上げます。

なかなか明確な答弁ができないわけですが、機器の管理をしております課と現実に機器を稼働させて業務に当たっております課と十分連携をとりながら、今後の対応について検討してまいりたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） それでは、今の点については、情報の漏えいというのが今、各所で起こっています、公であろうと民間であろうと。まさにこの住基ネットを本格的に使って情報が漏洩すると、すべての情報が出るということで、大変危険なシステムですので、ぜひその点については十分配慮をして、できるだけここで予算を使わないようお願いしたいという希望は述べておきます。

それから、教育委員会について私も指摘をしておきたいと思います。

先ほど今田議員が指摘をされましたが、そういう内容は体育関係、スポーツ関係だけでなく、先ほど教育長が答弁されました文化関係、文化協会についても同じような内容があるというふうに私も思っています。先ほど文化協会の関係については、教育委員会も当然手伝いをするというお話をされましたが、以前のような手伝いのことはできないと。人数は確保できないと、これはそれはあると思うんですね。そうなら、今までやっておられた方々がどうやってできるかということで、こうしたらできるということで努力をされる。しかし、そのやり方については、今までと同じ形で使ってもらわないと、使用してもらったら困るという、こういう内容になっているんですね、例えば。それは先ほどから言われてるように、こういう中で、文化協会の中で何とか自分たちで頑張ろうということで協議をされて、こういう形ですればできるということについても、今までと同じで使ってもらわな困ると。しかし、教育委員会は人数を今までと同じようによませんと。それではちょっとできないから言うて知恵を絞ったのに、それはだめ、こういう形がやっぱり現実に教育委員会の中にあるというふうに私も思ってますんで、もう少しそういう柔軟性ですね、公民館の使用でもそうですが、住民が自主的にする以上は、やっぱり自分たちが使いやすい方向にどう今の行政システムを変えていくかと。これがなければ、大きくなるだけでは本当に不十分な使いにくいということになっていくと思いますんで、この辺も含めて、ぜひ対応していく必要があると思うんですが、教育長のお考えをお聞きます。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

基本的にはおっしゃとおりのスタンスで行きたいと、そのように思っております。確かに、それぞれ旧町いろいろ、社会教育に関しましては社会教育、社会体育につきましては、それぞれ旧町の教育委員会でのスタンスがございます。それを一度に手の平を返したようにすることにつきましては、私自身、それはとても無理だと思っております。特に、社会教育、社会体育につきましては、それぞれの地域でそれが育ってきた経過がございます。それを一度にひっくり返す、あるいはますかけをしてしまうというようなことは、これは以前、野田川の議会でも答弁させていただきましたが、これは社会教育が社会体育にとって、これは自殺行為だと、そのように思っています。

したがって、できるだけやはり先ほど町長の答弁の中にもございましたように、自分たちが中心なんだ、主体なんだという、そういう意識はやはり持っていただきたいと。そのためには、先ほど申しましたように、すぐはしごとをとるようなことはできません。やはり手助けも、あるいは指導助言もしていく必要があると、そのように思っております。今まで、野村議員さんのただいまの質問の中にもございましたように、教育委員会がそういうおっしゃられるような印象を与えていることにつきましては、非常に私自身としては不本意でございますので、今お聞きしたようなことにつきましては、事務局内、ちょっと徹底していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 自分たちで努力して、これからは頑張っていこうということで知恵を出した結果、こういう形ならできるというふうなことが見つかったということですね。そういう形で、今までとはやり方が違うけども、今度はそういう形で何とかやっていたらこうという、そういう応援をしていくというね、行政が、そういう方向でぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、吉田課長に財政全体について質問します。

この17年度で決算で起債とそれから基金の状況がどのように変わったのか、お聞きしたいと思います。

とりわけ基金の状況については、いただいている決算や参考資料では前年度が幾らだったのかということがわからない資料になっているのではないかとこのように受けとめています。今までと書き方が違いますね。岩滝の方式が取り入れられているのかなということなのですが、こういう状況の中だと、基金の前年度と17年度の最終年度の推移ですね、これについても資料の中に入れていただく必要があるのではないかと考えていますが、その件も含めてお願いします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、起債の関係でございますけれども、どのように移り変わったかということでございます。これにつきましては参考資料で37ページをお開きいただきたいというふうに思います。37ページにこれは3町合わせたやつでございますけれども、左側に一般会計で前年度末現在高、当年度借入額、当年度償還元金、当年度末現在高という格好で計上させていただいております。一般会計が137億1,730万円ございましたが、新たに13億3,920万円を借入れ、12億9,599万1,000円の元金を償還したということで、当年度末現在高は137億

6,050万9,000円ということでございます。右側が特別会計でございます。したがって、一般会計、特別会計を合わせますと、これは正誤表が出とるんですが、前年度末現在高は292億641万4,000円でございます。当年度末現在高は297億2,675万2,000円と、こういうように変わってきておるわけでございます。前年度末よりも起債の現在高としてはふえているということでございます。297億2,600万円から292億600万円を引いた数字でございます。その差はちょっと出してませんけども、後で計算させていただきます。

それから、積立金で218と219ページに積立金の現状が書いてございます。確かにこれは与謝野町の決算でございますので、平成18年度2月末現在高と申しますと、旧町の終わりのときの現在高でございます。ですから、平成16年度末の現在高にはなっていないということでございます。それだけにそれぞれの町が1年間で幾ら基金を使ったかということが、これではなかなか見れないということでございます。来年からはいわゆるこういう変則的な決算になりませんので、一目瞭然にわかるような格好になるということでお許しがいただきたいというふうに思います。

それから、決算年度末現在高というところがございしますが、これは旧岩滝町方式といえば岩滝町方式なんでしょうけれども、現金で抱えておる現在高が書いてあります。備考欄に債権、積立金、繰替運用金とかということで、6億5,700万円の金額を書いておりますが、この6億5,700万円と決算年度末現在高2億3,965万円、これを足したものが平成18年5月30日現在の経費8億9,700万円と、こういう格好になっているということでございます。

旧野田川町の様式と若干違いますので、見にくいというところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 野村委員。

委員（野村正八） 基金については、岩滝の決算を見ても、前年度の残高は3月末の金額が載ってるだけで、それが3月末に幾ら基金から一借、その他がされているかが載らないんですね。だからわからないと。多分、だから1年間になっても同じ状態だと思いますんで、そのことを指摘しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、起債については約4,000万円ぐらいだというふうに思うんですが、合併でどこも駆け込みや、そして基金のばらまきということが起こっている中で、当与謝野町の合併についてはほとんどそういうことがなかったというこの数字を見れば言えるのかなと思っています。さらに起債について、合併のために必要なための事業で使われてる分がありますね、これについては度外視してもいいんだというふうに思いますんで、その点も含めれば、合併前よりも合併した時点で起債が減らされてるというふうに見てもいいのかなどうか、その点を確認して私の質問を終わります。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 野村議員さんからご指摘のございました基金のあらわし方につきましては、ただいま野村議員さんからご指摘をいただきました点を参考にしながら、来年度、この決算書の担当は会計室長でございますので、会計室長さんの方に申し送りをしたいというふうに思っております。

それから、起債の関係でございますが、50ページ、51ページに記載の第1目の総務債を上げております。その中で合併に必要な経費ということで、合併推進債が借りられることになっておりました。その合併推進債の借入額が3億6,650万円ということでございます。したがって、合併に必要な経費だけでいけば、地方債の現在高は減っていたということになるかというように思います。

以上でございます。

委員（廣野安樹） すみません、もう少しちょっとおつき合いいただきたいと思います。簡単に聞かせていただきますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

ページ32、33で府の補助金、町民運動推進事業補助金が40万円上がっておりますが、これはどのような事業に使われるお考えであるのか、この点をお伺いしておきたいと思ひますし、それからページ37ページ、放課後の児童健全育成補助金、先ほども出ておりましたが、636万円、この点につきまして、それぞれ3町でどのような形で取り組んでおられるのか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。ちょっとすみません、その点お願ひいたします。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

37ページの放課後児童健全育成事業費補助金でございます。これは補助率が3分の2ということになっております。先ほど野村議員さんのご質問にもお答えをいたしましたように、登録者が10名以上とか、そういったことによって基準額がもう定められておることによってございまして、その3分の2を受け入れたものでございます。

それで、学童保育につきましては、この事業で受け入れましたのは6カ所分でございます。旧野田川町の小学校区に五つの学童保育がございまして、これにつきましては社協に委託をしておることによってございまして。それから、旧加悦町につきましては、加悦に学童保育がございまして、この6カ所をここで受け入れたというものでございます。加悦につきましては、先ほども申し上げておりましたように、町の直営ということで取り組みをいたしております。ちょっと人数の関係につきましては把握はし切れておりませんが、一応、ことしの6月時点で決算書の数字とは異なるわけでございますけれども、旧野田川町で児童数が81名、それから旧加悦町でございますが、昨年の7月に開設しました与謝も含めまして、47名というような数字になってございます。与謝の学童保育につきましては、この欄の一番した、のびのび放課後サポート事業費補助金ということで、京都府の単独補助を受け入れております。

以上でございます。

委員長（赤松孝一） 和田地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田茂雄） 議員さんお尋ねの町民運動推進事業補助金につきまして、ご説明を申し上げたいというふうに思ひます。

これにつきましては、旧加悦町のときにございました63年の京都国体から以降、花づくり等を推進をいたしております。町民会議という組織が町内の各種団体でできておまして、その中の花づくり等を進める関係で、京都府の方から未来づくり補助金といひますか、未来づくり交付金という格好で補助を受けまして、町民の皆さんに花づくりのための資材を提供させていただいて、町民の皆さんグループで、それぞれの家庭で花を栽培していただいて、玄関口に花を飾って

もらうというふうな取り組みに対しまして補助金を交付したということで、京都府の方からそれに対しまして補助をいただいたということでございます。

委員（廣野安樹） 児童健全育成の補助金で児童が81名と47名、この児童の負担金はあるのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思っておりますし、それから雑入でページ49ページ、余剰金として5億7,715万414円入っておるわけでございますが、これの内訳はどのようなことでこのたくさん金額が入っておるのか、財政調整基金の方から入っておるのかちょっとわかりませんが、この点、教えていただきたいと思っておりますし、それからページ71ページの積立金、財政調整基金としてこの中に2億円が積み立てされております。旧加悦町部分では152円、それから旧岩滝町分では2万9,827円、旧野田川町では130円ということになっておりますが、この積立金の、結局、そこへ行ったのかどうか、その点、ちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

学童保育につきましては、旧加悦町、旧野田川町で平成17年度の合併するまでの期間は独自の負担金をとっております。例えば、加悦町ですと平常日、これは授業が終わってから6時までの間ですが、これが日額300円というようなことでございました。それから、旧野田川町におきましては、それが200円というようなことでございますし、また土曜日あるいは夏休み等の1日ということになりますと、それよりも高いものを負担していただいていたということでございます。それで、与謝野町になりましてからは月額3,000円ということで統一をさせていただきました。

委員長（赤松孝一） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 雑入の余剰金につきましてご説明申し上げます。

5億7,715万円を余剰金として受け入れておりますが、旧3町から平成17年2月末をもって決算を打ったのでございますが、決算を打った後、余剰となったお金を引き継いだということでございます。ただ、5億7,715万円、余剰金として受け入れたわけでございますけれども、歳出で諸支出金、一番最後の方でございますが、赤字になる場合は一時借入金で行っておりますので、一時借入金の返済に充てなければならなかったということで、4億5,000万円を、206、207ページでございますが、旧町と借入金返済金ということで4億5,000万円を返還したということでございますけど、この額から4億5,000万円を引いた数字が実質の余剰金として引き継いだということになります。

それから、財政調整基金でございますが、新町になりましてから2億円の積み立てができた。新町で積み立てをしたということでございます。

それから、72ページ、73ページでございますけれども、旧加悦町、旧岩滝、旧野田川ということで、わずかずつでございますけれども、積み立てをしております。旧町から持ってきました財政調整基金に対する利子相当分を積み立てをさせていただいたということでございます。

委員長（赤松孝一） 廣野委員。

委員（廣野安樹） それでは、現在で財政調整基金は幾らぐらいあるのか、その点をお伺いしておきたいと思っておりますし、先ほどコンピュータのことで、また言われると思っておりますが、先ほどの答弁

で加悦町分、いわゆる先生分が入ったということで、前の回答としては40台分だということをお聞きしておりました。それに対する、結局、釈明がひとつも私のところへいまだに返ってきておりませんので、その点は、547万円については先生の分も入ったということをもう一度明確に、結局、お世話にさせていただきたいと。言うたら、その分をきちっと明確に答弁をいただきたいというように思っておりますので、ひとつ教育長でも推進課長でもよろしいで、これをひとつよろしく願いいたします。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 年度末の財政調整基金残高は、先ほども申し上げましたが、8億9,732万3,867円でございます。年度末はそうでございますが、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てをするということになっておりますので、14ページをお開きいただきますと、歳入歳出差引残額が一番上にございまして、内基金繰入額という数字が4,655万8,122円とございます。先ほど申し上げました数字にこの数字を足した額が現在の基金残高ということでご理解がいただきたいというように思います。

委員長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 廣野議員さんのご要望に対しましてお答えさせていただきます。

既に加悦小学校、加悦中学校のコンピュータのリース料の件に関しまして、非常に事務局の方としまして正確なしっかりとした、また丁寧な答弁がなされませんでしたことにつきましては、事務局を預かる教育長としても深くおわびを申し上げる次第でございます。先ほど代表して町長も方も釈明されましたんで、私は遠慮させていただいたわけでございますけど、事務局の長といたしましても、今後ともしっかりとやっていく所存でございますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

委員（廣野安樹） ありがとうございます。これで終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第149号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第149号、平成17年度与謝野町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第5、議案第150号、平成17年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。井田委員。

委員（井田義之） 過日は、有収率についてお尋ねしましたので、今回はちょっと収納についての件を簡単にお尋ねしておきたいというふうに思います。

今回の数字の中で、加悦町分については、滞納繰越分が3.4%しか収納ができてないと、それからついでにちょっと、ついでに言うたらおかしいけど、岩滝のことも触れるんですけど、岩滝は滞納分が69.67%という、すばらしい数字になっておるといことですね。この間、岩滝の決算のときに走り回って収納率アップに努めたということでしたけれども、この違いはどこにあるのか。これもきばって集めていただけないだらうと思うんですけど、3.4%というと、余りにも少ないん違うかなというふうに思いますので、答弁を求めます。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 滞納分ということでお尋ねで、加悦町分で申しますと、17年度では滞納繰越分が5.89、それから平成16年度の滞納繰越分で収納率3.4ということで、非常に低い数字で申しわけなく思っております。私どもの集金なのか、使用者に対しまして、毎月の滞納とか、そういう形で野田川町さん並みにしておれば、これだけの数字が低い数字にならなかったということなんですが、努力が足らなくて、こんな数字になったということでもあります。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 今回、そういう中で、不納欠損が旧加悦町、岩滝町ともに出ておるわけですね。加悦町が27万6,000円、岩滝が、これ、ちょっと企業会計になるんであれなんですけれども、49万8,000円出ております。野田川の場合には、幸いにしてゼロ、それで過日も水道課の方々、かなりご苦労になりまして、給水制限をされましたね。今、何戸、給水制限という余り芳しくない手法をとられておるのかお尋ねいたします。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 水道の停止の予告通知ということで、不本意ではありますけども、加悦町で、ちょっとはつきりした数字が思い出せないんですけど、加悦町で大体30軒、野田川町でもそのぐらい、大体そのぐらいの数字でありますけど、予告通知ということでさせていただいて、その給水停止までの間に何らかの延納なり、それから、そこで支払っていただくということで、当日に給水停止させていただくのが10軒程度、大体10軒程度であります。それによりまして、その当日にまたお支払いを願うということで、9月につきましては、加悦が1軒、野田川1軒、岩滝ゼロということで、その1軒ずつにつきましても、不在であったりということで、今すべての方が停止はないということになっております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 私は、とめておって、実際に入ってくるのがどれくらいかなと知りたかったんですけども、余り明確な答弁がなかったんで、結構です。ただ、これにつきましては、やはり野田川の場合、給水制限をすることにおいて収納率がアップしたという例がありますので、大変相手によっては、それをすることがどうか、妥当かどうかという問題点もあろうと思いますけれども、そういうことも十分踏まえた中で、やはり横着な人にはどんどん給水制限をしながら、収納率のアップに努めていただきたいということをお願いをしまして質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第150号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第150号、平成17年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第6、議案第151号、平成17年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第151号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第151号、平成17年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第7、議案第152号、平成17年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第152号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第152号、平成17年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第8、議案第153号、平成17年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第153号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第153号、平成17年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第9、議案第154号、平成17年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。伊藤委員。

委員(伊藤幸男) それでは、介護保険の決算について質問します。

ページ307にかかわって福祉振興基金繰入金に関連して質問しますので、最後の機会になると思います、旧町問題で言えばね。合併に絡んで幾つの疑問点があった一つです。

旧加悦町の場合、与謝の園がこのかいわいで初めてできたということもあって、介護度の高い高齢者が多く、入所者も多い町である。このために介護保険の法的な制約から町の介護保険会計は必然的に出費が多くなり、会計が当然赤字になる。このことを想定して、介護保険制度を当初から私は、府下でも最も高い介護保険料を加悦町の場合、住民に負担をさせてきました。ですから、3年後の第2期目も同じように高い保険料を設定してきました。したがって、町の会計が借金をつくらざるを得ないのは、国の制度上の重大な欠陥であります。この点は、私はこの制度が創設された当時から何度も指摘してきました。加悦町がこうした実情にあるのに、合併協議の中でほかのまちからこの借金をなくしてから合併せよと言わんばかりの主張が何度か繰り返されました。この結果、甚大な台風災害を受けた町の少ない財政の中から福祉基金に入れ、この3,600万円を放り込んで介護保険会計の赤字を埋めてきた経過があります。マイナスの財産も含めて合併するという合併協議の大前提さえ、この合意さえ無視するものであります。旧加悦町の議員だった者として全く納得がいきません。ほかの町よりも住民負担の保険料が安いのなら

まだしも、所得が低くて困っている加悦町の町民が、京都府下で最も高い保険料を課せられてきたわけでありますから、このような道理のない主張が繰り返されてきたこと自体、言語道断。合併協議の不審の原因の一つになったのではないかと私は今でも思っております。課長、いかがですか。

委員長（赤松孝一） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

合併協議会の中におきましてこの介護保険事業の取り扱いに関することにつきましては、介護保険料率並びに所得段階は、平成17年度分は現行のままとし、平成18年度から統一料金とします。それに財政安定化基金借入金は、合併時の残額を新町に引き継ぎ償還しますと、こういうことで提案をいたしました。

その中で、議員さん今おっしゃいましたように、余りにも加悦町分の借入金が大きいのうなことから、その分について一定整理をしてもらう必要があるのではないかなというご意見がございました。その後、いろいろと協議をさせていただきます中で、この借入金につきましては、平成18年度から3カ年間の事業計画の中で返還をしていくということになりますので、当然、介護保険料そのものを押し上げることにつながります。したがって、そうなりますと、不均一料金を設定してはどうかというようなご意見もまた他方から出てまいりました。したがって、そういったことをいろいろと踏まえる中におきまして、地域振興基金の方から繰り入れを行って、その穴埋めをしていこうということで協議をさせていただいたものでございます。したがって、加悦町の部分につきましては返還金が4,655万2,000円ございましたが、介護保険の繰越金の中からは、それから一般会計から福祉振興基金に繰り入れをいたしまして、そこからまた介護保険特別会計に繰り出しをし、繰上償還を行ったということでございます。

したがって、議員さんおっしゃいますように、そのことも言えるかとも思いますけれども、結果的には介護保険料を4,107円に落ちつくことができたというようなことで、ご理解をぜひいただきたいというように考えております。これが当初の提案どおり、この基金の返還金も保険料に加えるということになりますと、この4,107円がさらに高い金額になっておったということでご理解がいただきたいと思っております。

委員長（赤松孝一） 伊藤委員。

委員（伊藤幸男） 私が言いたかった点は、経過説明は今、説明にあったとおりです。私が言いたかった点は、先ほど答弁の中にもありましたが、下がったことがよかったということの結果論としての主張がありました。私はそんなことは求めていない。それは結論であって、結果論であって、福祉基金をほり込んだから安くなるのは当たり前ですよ。私はね、この手法自身が入り口の段階でこういう事態を求めたこと自体が問題だということを言ってるんです。これは冒頭に言いました。一つは災害を受けたこと、もう一つは介護度の高い高齢者を抱えた町だからですよ。今ではね、重症地の処置がありますよ。しかし当時はなかったわけで、それがそのままたくさん的高齢者を抱えた状態で加悦町は運営してたんです。この実情を無視したところに問題があるということ言ってるんです。

確かに、合併協議ではこのほかにもいろいろな問題もあって、加悦町側にも問題があったと思

います。しかし、この一連の決算で取り上げてきた、例えば水洗化事業の補助制度の問題、積立基金の持ち寄り問題、電算機の導入問題、庁舎改修の問題、この介護保険会計の借入返済の問題など、高齢化が進み、本庁舎が遠くなったこと、山間僻地を抱え所得が低いことなど、その実情に置かれている加悦町と町民にとっては、少なくない合併協議の不審の原因になったことは否めない。このことと各町の住民の思い、同時に合併のリスクがあるし、必ず発生する。先ほどもありましたね。こういうことをしっかり受けとめて、理事者の皆さんには新町の行政執行をお願いしたい。このことを申し述べて質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第154号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。よって、議案第154号、平成17年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 6時05分）

（再開 午後 6時12分）

委員長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、日程第10、議案第155号、平成17年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第155号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第155号、平成17年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第11、議案第156号、平成17年度与謝野町石田土地区画整備事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第156号を採決します。  
本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第156号、平成17年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第12、議案第157号、平成17年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。質疑は…。小林委員。

委員(小林庸夫) すみませんあ、ちょっと初歩的なことで申しわけございませんけども、二、三お尋ねしたいことがございますので、よろしくお願ひします。

去年というんですか、先生が途中からおやめになられて、またしばらくお休みの後、今、開院されとるようでございますけども、きょう現在の大体の1日平均の外来患者さんというのは何人ぐらいでございますか。まずそれからお尋ねしたいと思います。

委員長(赤松孝一) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 議員さんのご質問にお答えを申し上げたいというように思います。

月末締めで、月初めに月報報告を出せということで出させております。幸いきょうが月始めということで、きょうの資料をおりておりましたら資料を持ってきておりましたので、一番新しい情報ということで、9月いっぱい状況を申し上げたいというように思います。

これでは医療日数が20日営業をいたしてありまして、来ていただいております患者の数が367名。したがって、1日平均にしますと18名ということでございます。なお、多い日には30名を超えるような患者さんもお越しいただいております。

以上です。

委員長(赤松孝一) 小林委員。

委員(小林庸夫) 先日、野田川町の決算のときに、たしか臨時の先生方のお支払いになられた金額が485万円と、2月までという形で、日当20万円とかいうてお聞きしたように思っておりますけども、違いましたかな、これは。ことしの今の決算で420万円というのはどういう形のか、ちょっと私の聞き間違いだったかもわかりませんので、あわせてお尋ねします。

委員長(赤松孝一) 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 現在、先生にお支払いしておりますのは、1日10万円ということでございます。  
ただし金曜日については5万円ということでございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） いわゆる往診はなさっておられるのでしょうか。往診なしに診察されるだけなのかどうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（赤松孝一） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 現在のところは、お二人の先生とも往診は行っていただいておりません。しかし、このあたりも先生の方にお聞きしておりますと、時間が5時以降の時間等々、要望があれば行く。時間の都合はつけるというようなことを聞いておりますので、そういったご希望があれば対応していきたいというように思います。しかし、診療時間が短いので、そのあたりの対応はちょっと難しいかなと思われますけれども、対応ができるということでございます。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 医療制度というのは、どんどんいわゆる国の財政の均一化から厳しい対応になってきておる中で、非常に病院関係も、いわゆる急性期の患者は受けるけども、慢性期の患者は以前のように、昔のように家で面倒を見てほしいと、このような形にだんだん移行しつつあるような中で、本当にその診療所で見ていただいた患者さんも、やはり家で寝込まれた場合に、やはり違うお医者さんに見てもらおうということもぐあいが悪い面もあるかと思しますので、できるだけそういう往診のできるような形のことをお願いをしていただきたいと思うことが一つでございます。

それから、最近、新聞とかテレビなんかでも、非常に医療ミスというんですか、大きな病院でもそういったことが聞こえておるようなことが連日よく耳にしたり目にしたりするんですが、そういった場合の、そんなことはないと思えますけども、いわゆる補てんというんですか、いわゆる患者さんに対する医療ミスなんかのそういった面の保険というのは掛けてあるのでしょうか。ちょっと見る限りではないように思うんですけども、その辺はどうでございますか。

委員長（赤松孝一） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この医療ミスの保険等につきましては、ちょっと隣に聞いてみたんですけども、わからないということで、調べて後日報告をさせていただきたいというように思います。

委員長（赤松孝一） 小林委員。

委員（小林庸夫） 町営の医療機関でございますので、めったなことはないと思えますけども、やっぱりない言うても、完全無欠にないということも言い切れませんし、長い間にはどんなことが生じるかわかりませんし、私がちょっとお聞きしましたところでは、医師賠償とかいう形で、損保の方であるらしいんですけども、一度またお調べいただいて、できたらそういう万が一のことがあっても心配ないような体制をおとりいただけたらと思っておりますので、それをお願いしまして、質問を終わります。

委員長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第157号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第157号、平成17年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第13、議案第158号、平成17年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第158号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第158号、平成17年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第14、議案第159号、平成17年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。井田委員。

委員(井田義之) 先ほど出していただいた資料で学校林のことについては少し質問をさせていただきました。ここでちょっと財産区の部分なんですけれども、簡単な決算書で財産がどれだけあるのか何とかが全然出ておりません。どこかに出ておれば、言っていたきたいというふうに思いますけれども、総務課長にお尋ねいたします。合併時に、先ほども言いましたように、すべての財産は持ち寄るということでした。この財産区の財産は、町とはちょっとかけ離れておるんですけれども、財産区の財産については、そのすべての財産を持ち寄る中に入っておるのか、入っていないのかお尋ねいたします。

委員長(赤松孝一) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 持ち寄るという意味につきましては、町の所有であれば、それは持ち寄ると思われましても、財産区につきましては、財産区との契約によりまして、分収造林の契約書ということのようなんですけれども、その契約によって、今の今回の場合でしたら45と、100分の

45と100分の55の率で地元と契約をしておりますので、その町の部分につきましては、当然、与謝野町の方に引き継ぐわけですが、この契約につきましては、与謝野町長と財産区の管理者とが引き続き契約が、引き続き継続するというふうなことで、財産区の財産がすべて町の方に帰属するというふうなものではないというふうに思っております。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 財産区、この分収の場合には別にして、あと、例えば野田川町あたりですと、財産区の所有ということになっておると。いわゆる財産区は財産区で特別何とかいう団体なんですね、そやから、それはそれで置いとるんです。例えば岩滝町の場合、財産区の土地で財産区いうか区有林があって町のものになっておるわけ、町の名義になっておるわけですね。その辺の契約書とかは、もうちゃんとしたものがあるというふうに思うんですけども、そういう分については、そしたらどうなんですか。

委員長（赤松孝一） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 旧岩滝町の場合は、財産区はございません。それで、区の名義で登記がこれまでできないということで、今、地縁団体というふうな話があるわけですが、ただ、名義を、登記するために名義を、岩滝町の名義を使っていたということ、その登記をするときに覚書を交わしておりますので、その旧岩滝町と自治会とした契約については、与謝野町が引き継いでおるということで、登記は町名義になっておりますけど、実際には財産はすべて自治会のものということでございます。そこに町が登記の名義を町になっておるから、所有権も移動しているかということ、そういうことではなくて、登記の名義だけお貸ししとるということでございます。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 何か岩滝町のやり方については、ちょっと何か私には理解できんというのが実態です。そこで、そんなら、例えば野田川の場合には、財産区の所有ということで町の財産には関係ないと、例えばするとします。その中で、財産区の決算がここに出てくるわけですね。財産区特別会計の歳入歳出決算書と出てくるわけですね。それで、ここでは財産区の所有の、いわゆる土地等については我々には提示されなくて、金額のちよろちよろっとだけが審議されるということなのか。それとも、こういう財産があってこういう収入があると、そしてこういうところに使うという出してくられるのが、私は財産区の歳入歳出決算の認定、予算の認定をする中で必要ではないかというふうに思うわけですが、この件についてはどうですか。

委員長（赤松孝一） 吉田課長。

課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

井田議員さんご指摘のとおりだというふうに私は思っております。ただ、ご承知のように、本来、財産区の会計は、なぜ議決をとらなきゃならんか言いますと、財産区は特別地方公共団体でございますね。地方公共団体と名がつくときには必ず議会があるわけです。普通公共団体であれば、京都府にもありますし、与謝野町にもございます。特別地方公共団体の一部事務組合がございすね。一部事務事務組合議会というのがあるわけです。ところが財産区は財産区議会を置く場合もあるわけですが、それはもう通常の場合は置かないと、しかし特別地方公共団体なので、議会がないので、管理する町議会の議決を得るということになっておるわけでございます。そこ

で、財産区の所有の財産をずっと調書として並べて、それらもご紹介申し上げるというのが筋だろうというふうに思っております。

ご承知のように、旧野田川町でも、本来とらなければいかなかったやつを全くとっていなかったと、それをぼちぼち正規のものにしていこうということで努力をしていると、努力の最中であるという途中経過であるということでお許しがいただきたいというふうに思います。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） といいますのは、こうして資料の中で加悦の分については、あっちの財産区、ほかの財産区、後野財産区云々ということで、この中でどれだけが関西電力との関係があるとかいうようなことの明細が出てきておるわけですね。ところが野田川町についても出てきてない。岩滝町についても、旧岩滝町分についても、そういう何らあやふやな、どこのもんだとわからんというような、区のもんではあるけれども、町の名義だという、そんなら売買するときにはどうするんだというようなこともなかなか難しい部分がいっぱいあるわけですね。そういうのをやっぱりある一定の整理をしていただいて、今後、すっきりとした財産管理、財産区の管理にしても財産管理にしても、していただきたいなということをお願いをしまして、またあと細かい勉強、私自身もさせていただきたいと思っておりますけれども、これで本日の質問は終わらせていただきます。

委員長（赤松孝一） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第159号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

委員長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第159号、平成17年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

次に、日程第15、議案第160号、平成17年度与謝野町水道事業会計決算についてを議題とします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。井田委員。

委員（井田義之） 時間のことも気になりますけれども、内容がわからないと認定がなかなかしにくいので質問をさせていただきます。

過日、無形固定資産について、岩滝町の部分で質問をいたしました。これについては、工事金だと。そして30年で定額の償還をしていくということで聞きましたけれども、いろいろとうわさなり、水道課の方と話しておりますと、そうではないんだというようなことも聞いております。課長にはっきりとした答弁を、この間の答弁が間違っておれば修正をして答弁をお願いいたします。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 無形固定資産ということで水利権があるんですが、これにつきましては、この水利権、この男山川いうて、府の管理河川がありまして、そこに堰堤をつくって、そこから取水するというので、京都府の方に認可をとらなければならないということで、認可をとるために測量等、それから構造図等をして提出しなければならないために、委託料ということで測量業者の方に委託をしまして、提出をして認可をいただいたというところで、その費用が350万円かかりまして、それを20年間、先ほど30年間ということで岩滝町の決算のときに言ったかもわかりませんが、20年の誤りでしたので、訂正をさせていただきたいと思います。

それによりまして、定額法で償却をしていくということで、ページで言いますと、27、28ページにありますけど、350万円を20年間ですので、定額で0.05という掛け算をしますと、1年間17万5,000円あります。今回、減価償却額を上げておりますのは、その17万5,000円の1カ月分ですので、1万4,583円というものが上がってきております。以上でございます。

委員（井田義之） 平成11年からいうのは間違いありませんか。20年間のスタート。

水道課長（芋田政志） 始まりがちょっと定かでないので、また後日報告させていただきたいと思います。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 私自身は水利権、そんな権利が償却をされて、それでゼロになっていくと。

20年たったならゼロになる。この間では平成11年からスタートだということでしたけれども、平成11年から平成31年になったら水利権がゼロになるというようなことが、何か理解ができんわけですね。こういうルールになつとるとということも聞かされましたので、それはそれでまたゆっくりと別にお話、聞かせていただきたいというふうに思います。

今、私がここで質問させていただきますのに、基本的なこと、一番、私が疑問に思っておりますことは、合併のときに1,350円、1,500円という水道料金がどうしても同一にできなんだという経過があります。それでここで初めて企業会計の決算を見させていただくわけです。本当にその数字が縮まらなかったのかなと私自身は疑問を持ちながら、不勉強ですので、初めてですわかりません。そういう疑問が私にはあります。一つずつ勉強させていただきたいと思うんですけども、工事負担金という資本剰余金があります。工事負担金、普通ならマイナスだけれども、ここでは資本剰余金ということになっております。これはどういう金なのか、お尋ねいたします。

委員長（赤松孝一） ちょっと資料の調査中で、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 6時38分）

（再開 午後 6時40分）

委員長（赤松孝一） 休憩を閉じて、委員会を再開いたします。芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 申しわけございません。なかなか勉強ができません。申しわけありません。

これにつきましては、工事負担金、今現在7億9,100万円ほどありますが、これについては水道の加入負担金をずっと積み立てるといふものと、下水道の関連の給水管の布設がえによりまして負担していただくものを積み立てておる額であります。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） ということは、負担金ということになっておりますけども、下水道関連、それから加入負担金のいわゆる入金分でプラスの部分ということですね。それが隣の7ページで現金預金に分かれたという。現金預金が3億3,400万円ありますわね。それから、その上にいろんな建物とか償却資産がいっぱいありますね。こういうところに皆行っておると。主な財産は出資金と、それからこの工事の負担金ということになるわけですか。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 企業会計の決算ということで、そういう今おっしゃったようなものもありますが、この現金の預金につきましては、給水の収益、その他営業収益等をここに積み立てておることです。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 大体のみ込めてきました。要は、こういう財産はあるけれども、単年度についてはここでもいろんな操作をしながら、68万1,000円の赤字で、それをいわゆる工事負担金で償却をしてということになってますわね、消しておると、欠損を。これは何年間ぐらい赤字が続いとるかわかりますか。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） はっきりしたお答えができないので申しわけありませんですが、当初からそういうものが出てくると思っております。なぜかと申しますと、減価償却費なんかを計算しますので、それを入れますと、例えば5ページにありますけど、この営業収益、これ今回922万5,367円あるんですけど、これと営業費用を見ますと、ここに減価償却費なんかを上げてきますので、もしこの減価償却費を上げずにいけば、マイナスじゃなくて、その分がなくなりますので、若干のプラスになるという計算になりますので、現金としてはあるということになってくると思います。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） 大体わかりました。それでどうしてもなかなか簡易水道とは一緒にならないということだということを何がしか理解しました。またあとは細かい勉強はさせていただきたいというふうに思います。

そこで一つだけ、有収率の問題にちょっとまた戻って申しわけないんですけども、平成16年度と17年度で有収率が岩滝町は特に高いという評価をしておったんですが、ここで2ポイント下がるとですね。2ポイント、有収率が平成16年度と17年度で2ポイント下がっておると。16対比17年度で2ポイント下がっておると。これは何か原因があると思うんですけども、その原因についてはつかまれておられますかどうか、お尋ねをいたします。

委員長（赤松孝一） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） はっきりしたお答えができません。つかんでないということですが、多分漏水等があったと思うんですが、確かじゃないのでちょっとお答えできませんので、申しわけありません。

委員長（赤松孝一） 井田委員。

委員（井田義之） これで終わりますけども、2ポイントいう量、すごい多いんですね。ちょっとし

た漏水で2ポイントも上がったり下がったりはせんのです。そのことは十分理解をしていただくようにお願いをしまして、これで質問を終わります。

委員長(赤松孝一) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第160号を採決します。

本案は、認定すべきものに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

委員長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第160号、平成17年度与謝野町水道事業会計決算については、認定すべきものと決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

大変長い間でありましたが、これをもちまして決算審査特別委員会に付託されましたすべての議案審査が終了いたしました。

議員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

また、理事者の皆さんには、連日ご協力ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さんでございました。

(閉会 午後 6時45分)